

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

株式会社 P O P E R

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	10
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	11
2. 事業等のリスク	14
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	19
4. 経営上の重要な契約等	24
5. 研究開発活動	24
第3 設備の状況	25
1. 設備投資等の概要	25
2. 主要な設備の状況	25
3. 設備の新設、除却等の計画	25
第4 提出会社の状況	26
1. 株式等の状況	26
2. 自己株式の取得等の状況	43
3. 配当政策	44
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	45
第5 経理の状況	56
1. 財務諸表等	57
(1) 財務諸表	57
(2) 主な資産及び負債の内容	87
(3) その他	88
第6 提出会社の株式事務の概要	89
第7 提出会社の参考情報	90
1. 提出会社の親会社等の情報	90
2. その他の参考情報	90
第二部 提出会社の保証会社等の情報	91
第三部 特別情報	92
第1 連動子会社の最近の財務諸表	92
第四部 株式公開情報	93
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	93
第2 第三者割当等の概況	97
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	97
2. 取得者の概況	100
3. 取得者の株式等の移動状況	104
第3 株主の状況	105
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年10月11日
【会社名】	株式会社P O P E R
【英訳名】	POPER Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 栗原 慎吾
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号
【電話番号】	03-6265-0951(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 姚 志鵬
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号
【電話番号】	03-6265-0951(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 姚 志鵬

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2017年10月	2018年10月	2019年10月	2020年10月	2021年10月
売上高 (千円)	12,005	50,583	133,853	262,362	442,880
経常損失(△) (千円)	△32,851	△100,786	△120,743	△194,752	△181,357
当期純損失(△) (千円)	△33,016	△101,256	△129,128	△195,529	△184,914
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	24,580	77,580	188,460	364,067	10,000
発行済株式総数 (株)					
普通株式	500	500	500,000	500,000	500,000
A種優先株式	89	89	89,000	89,000	89,000
B種優先株式	—	125	125,000	125,000	125,000
C種優先株式	—	—	220,000	270,000	270,000
D種優先株式	—	—	—	118,431	118,431
純資産額 (千円)	6,729	11,473	104,277	261,007	76,065
総資産額 (千円)	17,909	81,321	272,507	434,117	346,715
1株当たり純資産額 (円)	△55,059.59	△187,235.46	△281.39	△138.59	△194.50
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△58,436.56	△150,454.71	△155.85	△63.40	△55.91
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.6	14.1	38.2	59.8	21.6
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	△224,576	△158,701
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	2,624	△23,222
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	350,411	71,488
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	324,079	213,644
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	4 (—)	12 (6)	19 (5)	41 (6)	52 (3)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第7期において、無償減資を行っております。

5. 当社は、2019年3月27日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。ま

た、当社は、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

6. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2022年7月29日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
9. 自己資本利益率については、第3期から第7期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
10. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
11. 第3期、第4期及び第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
12. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
13. 前事業年度（第6期）及び当事業年度（第7期）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、PwC京都監査法人により監査を受けております。なお、第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づいて算出した各数値を記載しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査を受けておりません。
14. 当社は、2019年3月27日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、PwC京都監査法人の監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2017年10月	2018年10月	2019年10月	2020年10月	2021年10月
1株当たり純資産額 (円)	△18.35	△62.41	△93.80	△138.59	△194.50
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△19.48	△50.15	△51.95	△63.40	△55.91
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
2015年1月	東京都渋谷区に株式会社P O P E R設立
2015年12月	SaaS型教育事業者等専用コミュニケーション&業務管理プラットフォーム「Comiru」リリース
2017年2月	業容拡大のため、埼玉県さいたま市中央区に本社移転
2019年10月	業容拡大のため、東京都中央区に本社移転
2020年8月	教育事業者等に特化したオンライン授業・自宅学習支援サービス「ComiruAir」リリース
2020年12月	教育事業者等向け講師労務管理・講師コミュニケーションサービス「ComiruHR」リリース
2021年6月	大手教育事業者等向け基幹システム機能を提供する「ComiruPRO」をComiruの新プランとしてリリース

3 【事業の内容】

(1) ミッション

当社は、「『教える』をなめらかに」をミッションに掲げ、学習塾を中心とする教育事業者等(注1)のバックオフィスのアナログ的な業務をデジタル化(DX)(注2)することで効率化を図り、講師等(注3)がより多くの生徒と向き合える「教える時間」を捻出できるよう、教育事業者等向けSaaS(注4)型業務管理プラットフォーム「Comiru」の開発・運用に注力しております。

当社は、「教える」という現象の本質は、講師等と生徒の関係性にあると考えています。講師等と生徒の関係性は相互に尊重し合い、相互にオープンで、相互に影響し合うものだと当社は感じていますが、この関係性の構築には講師等の気持ちと時間に余裕が必要です。しかし、今の講師等は授業時間以外の事務作業に追われており、気持ちと時間に余裕がないため、この関係性を構築することが非常に難しくなりました。当社は、そのような講師等が

「Comiru」を活用することにより、バックオフィス業務の作業時間を減らし、多くの生徒の成長や学習効果の向上に良い影響を与えられる環境を実現してまいります。

なお、当社の事業は、教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

■ ■ ■ Comiruのコンセプト

Comiruを使って 教育に専念してほしい

全ての学習塾やスクールに、
煩雑な事務業務に追われることなく
学習塾を中心とする
教育事業者等の本来の目的である
「子どもたちと正面から向き合う」ことに
集中できる環境を提供したい。

今までのスクール運営

- 現場の運用がアナログ
- 煩雑な業務に追われている
- 子どもたちと向き合う時間がない

Comiru

- 煩雑な業務からの解放
- 講師が教えることに集中できる
- 結果として生徒と保護者の満足度も大きく向上！

(2) サービス概要

当社は、学習塾を中心とする教育事業者等のバックオフィス業務の生産性向上に寄与するSaaS型サービスを開発・提供してまいりました。

具体的には、2015年12月に教育事業者等のバックオフィス業務の効率化及び保護者とのコミュニケーションを強化するSaaS型業務管理プラットフォーム「Comiru」をリリースしました。その後、「Comiru」と連動する形で、リモート教育をより効果的に実現しやすいオンライン授業・自宅学習支援サービス「ComiruAir」を2020年8月に、講師等の労務管理・コミュニケーションサービス「ComiruHR」を2020年12月にリリースし、サービスの拡充に努めてまいりました。

各サービスの収益モデルは以下のとおりです。

サービス名	プラン名	初期費用 (教室単価)	月額費用① (ID単価)	月額費用② (基本料金※)	追加料金
Comiru	Comiru FREE	—	—	—	—
	Comiru BASIC	30,000円	300円/生徒	—	—
	Comiru PRO	応相談	500円/生徒	—	—
ComiruAir		30,000円	—	3,000円～ (3,000分)	500円 (500分)
ComiruHR		—	300円/講師	—	—

※1分数カウントは参加生徒と講師全ての利用時間の合算となります（例：60分の授業に講師1人、生徒3人参加の場合は240分利用）。

「Comiru」サービスの収益モデルは、教育事業者等がサービス導入時の初期費用、及びその後利用生徒ID数×ID単価に応じた月額費用によって構成されております。

① Saas型業務管理プラットフォーム「Comiru」

バックオフィス業務の効率化及び保護者とのコミュニケーション強化のために、教育事業者等に活用して頂くSaaS型サービスです。教育事業者等における利用生徒のID数に応じて利用料を頂戴しております。

教育事業者等は、以下の機能を活用することにより、バックオフィス業務に費やした作業時間や関連コストの削減が期待できます。また、各種経営数値を迅速に集計することができるようになり、早期の意思決定ができるようになります。

さらに、教育事業者等は、「Comiru」を通じて保護者向けには生徒の教育事業者等での勉強の様子や進捗、今後の学習計画、及び教育事業者等からのお知らせ等を従来の手紙配布よりもタイムリーに配信することができるようになります。

本書提出日現在において、「Comiru」は、教育事業者等の事業規模、利用されたい機能に応じて、「Comiru FREE」、「Comiru BASIC」及び「Comiru PRO」の3プランを提供しております。「Comiru FREE」に関しては、デジタルツールを初めて導入する教育事業者等向けに提供する無料のサービスであり、Web申込み（エントリーフォーム）の作成、見込み顧客管理、口コミ収集＆掲載などの生徒集客機能にフォーカスしたサービスです。「Comiru PRO」に関しては、大手教育事業者等向けに基幹システムの機能を提供するサービスであり、一般的に在籍生徒・契約情報・問い合わせ数、請求情報、退塾数、弟妹通学率など、多岐に渡るデータを各教室で保有・管理していましたが、全データを1つのサービスで包括的に本部が一元管理することで、各教室のデータをリアルタイムで集計することが可能となりました。その結果、教室間での数値比較を通じて、状況の芳しくない教室のフォローが可能となります。

これらにより、導入教育事業者等における業務時間の短縮と運営コストの低減、経営の意思決定の迅速化、及び保護者とのコミュニケーション強化による満足度の向上を実現することが可能となります。

●コミュニケーション機能：

専用アプリ&LINE連携	： 専用アプリやLINEとの連携で教育事業者等からの連絡・共有事項を保護者のスマホに直接伝達
指導報告書・お知らせ	： テンプレートを使うことで、品質を落とすことなく手書きよりも早く簡単に指導報告書やお知らせを作成することができるほか、保護者の既読や未読等の閲覧状況も確認可能
入退室管理	： 教育事業者等による機器購入費やカード発行費は不要、生徒の入室・退室の情報を自動的に記録し、保護者と共有
面談予約記録・管理	： 入会時の面談や講習会前の面談など、保護者・生徒と実施した面談内容を記録・管理

●業務改善機能：

請求書	： 教育事業者等から保護者に送付する毎月の請求書を自動で作成。入金状況の確認や未入金の再依頼も対応可能
口座振替	： 保護者が授業料等の支払いをインターネット経由で口座引落しに設定した場合、教育事業者等から決済銀行への支払手数料を1件68円（注5）と安価な金額で提供。教育事業者等と保護者の双方にとって面倒な書類の手続きも不要で、オンラインで完結
成績管理	： 生徒ごとのテストの結果をデータ管理。保護者にテスト結果のデータを報告することも可能。保護者による生徒の学校成績等の直接入力も可能であり、面倒な学校のテスト結果等の回収作業も容易
カード決済	： クレジットカード決済にかかる決済代行業者等への支払手数料を最低1.7%（注6）で提供。これにより、教育事業者等が決済代行業者等と個別契約を締結する場合よりも安価な手数料水準でクレジットカード決済を導入可能。また、教育事業者等は請求書機能との連動で簡単に請求・管理することが可能
座席管理	： 授業のコマ管理をサポート。季節講習も座席自動配当でより教育事業者等の業務負担を軽減
分析	： 保護者のお知らせや指導報告書の閲覧情報、生徒の遅刻・欠席、学習進捗及び宿題の提出状況等の利用状況を詳細にデータ化。教育事業者等へのアラート機能の設定により、退会傾向のある生徒を早期に発見し、ケアすることが可能
学習進捗管理	： 各学習計画・科目、教材ごとの学習時間やその進捗を管理し、学習計画に関して講師と保護者・生徒のコメントのやり取りが可能。

●生徒集客管理機能：

見込み顧客管理	： 見込み顧客情報のデータベース化やステータス及びアクション管理が可能
口コミ収集＆掲載	： 入会の決め手となる口コミを従来の手書きの口コミや講師の聞き込みによる方法よりも効率的・効果的に収集及び掲載することが可能
Web申込み	： ホームページに申込フォームを設置することで電話のやり取りを介さず、見込み顧客への対応が可能

② オンライン授業・自宅学習支援サービス「ComiruAir」

オンライン授業及び生徒の自宅学習をサポートするSaaS型サービスです。教育事業者等における利用教室数及び利用時間に応じて教育事業者等から利用料を頂戴しております。

通常のWeb会議ツールの場合、個別生徒に合わせた画面共有やコミュニケーションが難しく、授業前後の連絡や報告も別システムを利用する必要があります。この課題に対し、教育事業者等は「ComiruAir」の以下の機能の利用及び「Comiru」との機能連携により、オンライン授業の利用だけではなく、授業の前後の業務をオンライン化することができ、より効率的なオンライン学習運営を実施することが可能となります。授業自体も生徒それぞれに合わせた画面共有やコミュニケーションが可能となり、講師等と生徒が1対1の個別指導に近い環境を実現することができます。また、生徒の自宅学習のサポートとして、動画コンテンツの視聴履歴の記録や理解度テスト、問題集の質疑応答も「ComiruAir」を通じて応対する事が可能となります。

●オンライン授業機能：

個別対応	： 特定の生徒を指定して、その生徒のみと会話や画面共有、講師側からの音声切替等を行うことが可能
レッスン通知	： 教育事業者等でレッスン作成時に、生徒個別に授業のURLを送る必要なく、自動で生徒へ通知
オンライン面談	： 保護者面談の予約と実施及び記録は、全てオンライン上で実施

●自宅学習支援機能：

学習支援ルーム	： 生徒自宅学習時の質疑応答もオンラインで対応可能。また、対応履歴は保護者にも通知
動画レッスン	： 動画コンテンツを指定した生徒のみに視聴させ、視聴履歴の記録や理解度テストも実施可能

【 ComiruAirの4つの特長 】

塾に特化した機能でオンライン授業をライブや録画で簡単に実現

point 1

授業とその前後の作業を効率化

point 2

授業に特化したツールだからこそその機能

point 3

オンラインの活用の幅が広がる機能も搭載

point 4

動画コンテンツを使用してレッスンが可能



③ 講師等の労務管理・コミュニケーションサービス「ComiruHR」

講師等のシフト調整、給与労務の集計、及びこれらに関連するコミュニケーションを効率的に行うSaaS型サービスです。教育事業者等における利用講師等ID数に応じて利用料を頂戴しております。

教育業界の勤務形態に最適化されていない一般的な勤怠管理ツールの場合、教育事業者等に特有の授業種類別、作業種類別の賃金体系や授業時間と連動したシフト調整が難しく、アナログな集計・調整作業が必要となります。

「ComiruHR」の以下の機能を利用することにより、他社の勤怠管理ツールではフォローしきれない講師等の勤怠管理や給与管理への「ComiruHR」による一元管理が可能となります。

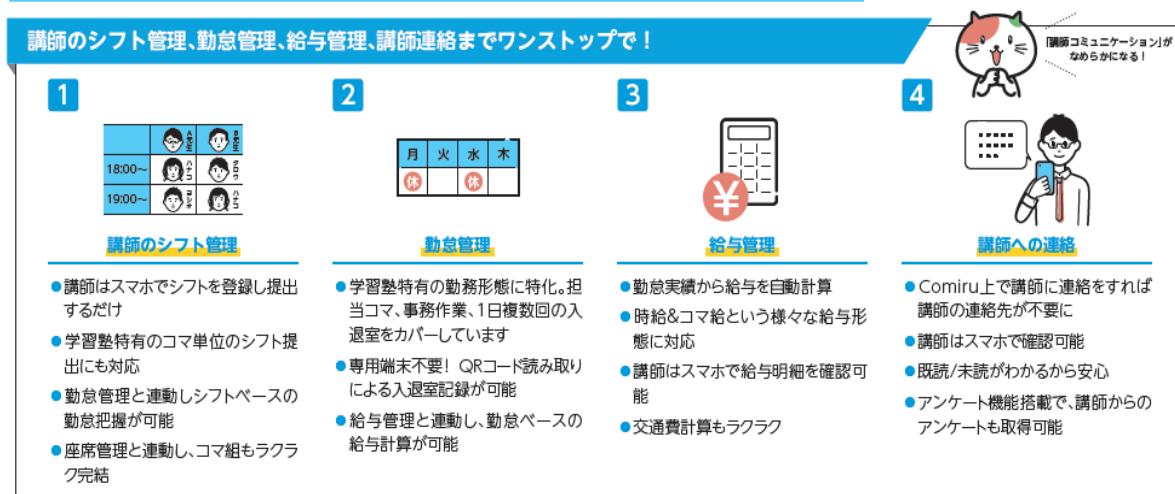
●労務管理機能：

シフト管理&教室入退室管理	： 講師等のシフト集計から、授業単位での出勤記録、一日複数回の出退勤、事務作業時間記録などの教育事業者等特有の勤務体系に対応
講師等の給与計算のアシスト	： コマ給、時間給等の学習塾特有の給与形態に合わせて給与計算の基礎となる支給額を自動で算出し、社会保険料や各種税金などの控除額を別途算出していくことで、給与明細への反映や電子で送付可能
講師等連絡	： 講師等への連絡もスマートフォンから簡単送信。既読／未読が確認可能

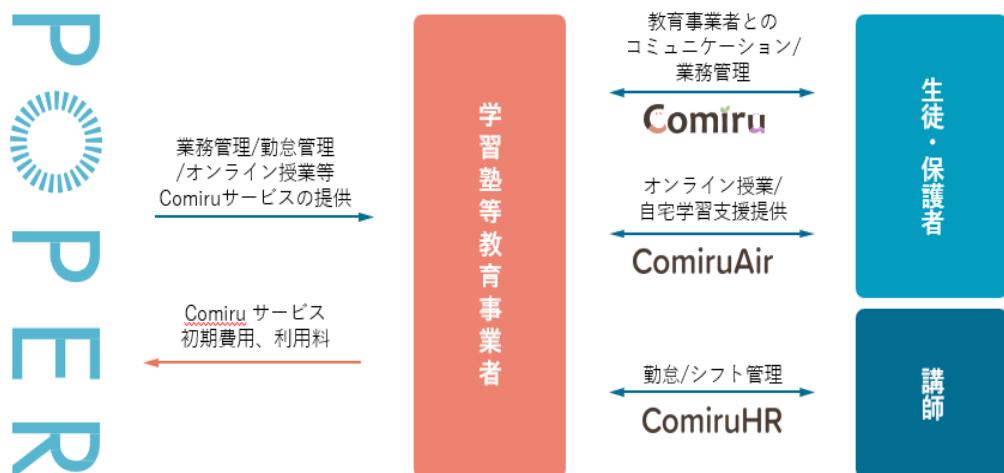
【 ComiruHRの4つの特長 】

講師管理&講師コミュニケーションをよりスムーズにする機能を搭載

講師のシフト管理、勤怠管理、給与管理、講師連絡までワンストップで！



<事業系統図>



(3) 「Comiru」 サービスの特徴

① 教育業界に特化したサービスのUI/UX(注7)

教育業界の業務管理の特性、あるいは煩雑さから業界横断型のSaaS型サービスでは、最適な管理が難しく、UI/UX面において、改善の余地が残っている状況です。

当社は、教育業界に特化したサービスであり、取り分け教育業界の中でもバックオフィス等の業務が煩雑である学習塾業界にフォーカスして、サービスのUI/UXを進化し続けてまいりました。

具体的には、当社代表取締役の栗原慎吾をはじめとする社内の学習塾経営経験者の知見に基づき、教育事業者の運営に最適な業務プロセスと各種機能や帳票のフォーマットを洗い出し、サービス化してまいりました。また、サービスローンチ後も、開発部門やカスタマーサクセス部門等を中心に、教育事業者等からの要望や改善要請を常にヒアリングし、絶えずアップデートし続けてきました。その結果、サービスローンチ当初は指導報告書の1機能のみの提供から、2021年10月末現在で教育事業者等の運営に必要な15機能まで拡大し、当社サービスの月間解約率は0.6%以下（2021年10月末現在）に留めることができました。

② 教育事業者等の要望等に合わせたスピーディ且つ安定的な開発の実現

今日のデジタル経済の急速な発展により、様々な業界において、これまで作業効率化の手段であった情報システムが、重要な経営戦略の実現手段の一つとなりつつあります。これによりシステム開発は、コストパフォーマンスだけでなくタイムパフォーマンスも重要視されるようになり、当社では、少人数かつ短期間で情報システムを開発できるアジャイル手法（注8）を採用しております。

一般的にアジャイル手法は、ウォーターフォール型(注9)と呼ばれる従来型の手法と比較して、業務分析や要件定義等の上流工程に関する手法が定義されていません。このため、ウォーターフォール型と比較して、プロジェクトの管理が困難であることから、国内企業においては広く活用されていないのが現状です。

国内のシステムインテグレーター(注10)が提供する受託開発サービスの多くは、ウォーターフォール型のスクラッチ開発(注11)で実施されることが多く、アジャイル手法を活用する場合でもスクラッチ開発が採用されています。これは国内のシステムインテグレーターのほとんどが、これまでの豊富なシステム開発経験をもとに、ゼロから情報システムを作り上げるスクラッチ開発の膨大なノウハウを蓄積し、それらを活用したシステム開発を実施していることが要因であると考えられます。

当社では、教育事業者等からの要望や改善要請のヒアリングを常に行い、当社サービスに欲しい機能や足りない機能などの情報収集を欠かさず、その要望等をスピードとテストを重視したアジャイル手法による開発で、且つアジャイル手法に不足している上流工程とテスト工程の作業を標準化した安定的なアジャイル手法によるシステム開発を実現しています。

③ 教育業界における業務効率化・コスト削減及び売上向上への貢献

教育事業者等が「Comiru」を導入することにより、保護者への連絡や請求、授業編成等のバックオフィス業務にかかる作業時間を削減することができ、請求書の送付、口座振替及びクレジットカード決済費用等の支出の削減も期待できます。

また、教育事業者等の講師等は、上記業務効率化により捻出された時間を生徒への授業や、保護者とのコミュニケーションの活性化等の時間に充当することができとなり、その取り組みにより、生徒及び保護者が教育事業者等に対して満足度の向上や信頼関係が構築され、生徒の継続学習期間の延伸、退塾率の低減が期待できます。

④ 教育事業者等に寄り添った価格設定とAPI化(注12)によるシステムの拡張性

従来の教育事業者等においては、個社ごとに独自のシステムを開発するしかありませんでした。しかし、独自のシステム開発は多額な開発コストとメンテナンスコストがかかり、IT投資の体力が限られる教育事業者等にとって、大きな負担となっていました。また、独自のシステム開発自体が難しい規模の企業においては、市販のソフトウェアにアナログのプロセスを加えて補う運用がなされてきました。こうした市販のソフトウェアは、価格的に安いものではなく予算の限られる学習塾には広く普及していなかったのが実情です。

当社は、「Comiru」サービスを幅広い教育事業者等に利用して頂き、業務効率化を図って頂くために、生徒1名につき1IDを付与し、月額300円/ID（「Comiru BASIC」プラン利用時）とし、小規模の教育事業者等でも利用しやすい価格設定となっております。

また、教育事業者等の社内業務のための独自のシステムやソフトウェア開発にかかる負担軽減及び当社サービスの導入ハードルの抑制のために、「Comiru」サービスの各機能をオープンAPI化しております。これにより、教育事業者等が自社の業務プロセスに合わせて、必要な部分のみ当社サービスを取り入れることができ、カスタマイズ開発を従来よりも簡単に行うことができます。

以上の特徴を背景に、当社の有料契約の企業数、利用生徒のID数、及びARPU共に伸長した結果、当社のARRは堅調に成長し、事業は順調に拡大しております。

項目	2019年10月期	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期 第3四半期
有料契約企業数（社）	506	711	944	1,109
利用生徒ID数（千ID）	87	147	219	310
ARPU（円）（注13）	23,498	32,136	40,638	49,752
ARR（千円）（注14）	108,632	235,794	410,532	662,103

（注）1. 「教育事業者等」とは、学習塾や予備校といった学習支援機関や教育機関の他、教育に携わる主体全般を指します。

2. 「DX」とは、「Digital Transformation」の略称で、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」（「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）Ver.1.0」経済産業省、2018年12月）を指します。

3. 「講師等」とは、学習塾や予備校の教員や教育機関の講師の他、講義を行う主体全般を指します。

4. 「SaaS」とは、「Software as a Service」の略称で、IDを発行されたユーザー側のコンピュータにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを閲覧する形態のサービスです。

5. 支払手数料の68円は決済銀行に教育事業者等から直接支払いを行うため、当社の収益への計上はされておりません。
6. クレジットカード支払手数料に関しては、クレジットカード決済機能を利用する教育事業者等から決済代行業者等に支払われる手数料であり、当社の収益への計上はされておりません。
7. 「UI/UX」とは、UIは「User Interface」の略称で、デザインやフォント、コンピュータシステムあるいはコンピュータプログラムと人間（ユーザー）との間で情報をやり取りするための方法、操作、表示といった仕組みの総称です。UXは「User Experience」の略称で、製品やサービスの利用を通じて得られる体験の総称です。
8. 「アジャイル手法」とは、現在主流になっているシステムやソフトウェアの開発の手法のひとつであり、要件定義、設計、開発、テストといった開発工程を機能単位の小さなサイクルで繰り返す手法のことです。
9. 「ウォーターフォール型」とは、1970年代に提唱された、大規模なシステム受託開発を行う場合の作業の流れのことであり、日本のシステム受託開発において主流となっている手法です。具体的には、まず作りたいソフトウェアの要求を全て定義して合意し、それを基に設計を全て行い、それに基づくプログラムを全て製造し、最後にそれらが正しく動作するかを検証する手法です。この手法は、作りたいソフトウェアの要求を最初に全て決定する必要があるため、要件定義後に発生する要求の変更に対応することができません。このためこの手法では、昨今の急速な社会環境の変化や技術の進化による要件の変化や新規追加に対応することが難しくなっています。
10. 「システムインテグレーター」とは、主として情報システムの開発、運用などの業務をシステムのオーナーとなる顧客から一括して請け負う企業のことです。
11. 「スクラッチ開発」とは、一般的に製品を開発する際に、すでに存在する何かを土台とせずにゼロから新たに作り上げることを指します。情報システム開発においては、システム全体をゼロから手作業でプログラミングを行うことで、新規に作成する、あるいは作り直すことを指します。
12. 「API」とは、「Application Programming Interface」の略称で、ソフトウェアの機能を共有する仕組みであり、異なるサービスをAPIで連携することで、ユーザーの承諾のもとサービス間でのユーザーデータの共有等が可能となります。
13. 「ARPU」とは、「Average Revenue Per User」の略称で、有料契約企業1社あたりの「Comiru」の基本利用料（月額課金）の平均値を示しております。
14. 「ARR」とは、「Annual Recurring Revenue」の略称で、基本利用料（月額課金）の1年間の積み上がり状況を示しております。なお、2022年10月第3四半期の表中の「ARR」は2022年7月単月の基本利用料（月額課金）を12ヶ月分に換算しています。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
53 (3)	33.0	2.3	5,184

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の事業セグメントは、教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「『教える』をなめらかに」をミッションとして掲げております。このミッションに基づき、学習塾を中心とする教育事業者等の講師等が煩雑なバックオフィス業務に追われる事なく本来の目的である「教える」に専念できるプラットフォーム「Comiru」の開発・運営を行っております。なお、当社は「『教える』をなめらかに」というミッションの実現に向けて、人員を増強して組織体制を整備するとともに、情報管理体制を強化し、「Comiru」の安全性を担保する仕組みの改善を図ることで、同分野におけるサービス強化、新規事業の開発等に取り組んでいく方針であります。

(2) 経営環境と経営戦略

① 経営環境

教育業界を取り巻く経営環境は、少子化による学齢人口の減少に伴い、市場全体が伸び悩むという厳しい状況にあります。そのため、教育業界では同業間での生徒数確保に向けた競争が激化していくことが予測され、より一層の業務効率化と経営上の意思決定の迅速化が必要となり、当社事業へのニーズは高まっていると認識しております。

国立教育政策研究所が2019年12月に発表した調査によると、学校教育の授業におけるICT（注1）の活用率はOECD諸国の中で最下位と極めて活用率が低い実態が明らかになりました。また、新型コロナウイルス感染症の流行によりパソコンやタブレットを利用したオンラインでの学習が広がり、さらに政府が推進するGIGAスクール構想により教育業界におけるICT教材導入の準備が進むなど、当業界をとりまく経営環境は大きく変化しております。このような状況の中、株式会社船井総合研究所が2021年10月に行った調査では、民間教育の業務管理市場のポテンシャル（ユーザーがICTを使用した場合の最大市場規模。以下同じ。）が500億円程度と算出され、2026年以降の民間教育におけるICT市場のポテンシャルが2,000億円程度、民間教育及び学校教育におけるICT市場全体の市場のポテンシャルが3,500億円を超えると算出されています。また、生徒数1,000名以下の中小塾等におけるバックオフィス業務はほぼシステムを利用しておらず、エクセルを活用したアナログ作業が中心であることにより、今後の普及率上昇に伴う高い成長が見込まれます。

なお、学習塾以外の教育業界においても、同様の傾向がみられるため、当社は、クラウド型学習塾向け業務管理システムの市場におけるリーディングカンパニー（注2）として、市場を引き続き牽引することが重要であると認識しております。

このような事業環境の中、当社は、学習塾を中心とする教育事業者向けのバックオフィス業務管理システム「Comiru」（売上高の97%以上）を直販中心に展開しており、現在学習塾が多く導入して頂いております（売上高の95%以上）が、その他教育事業者への導入も増えている状況であります。また、現状他のクラウド型学習塾向け業務管理システムに比べ提供している機能が多く、利用価格も相対的に安い状況と認識しております。

今後のさらなる成長に向けては、業務提携や新サービスの開発等、新領域への積極的な展開を行っていく予定です。

② 経営戦略

a. 顧客基盤の更なる拡大

当社の第7期事業年度末における有料契約企業数は944社（第6期事業年度末は711社）であり、創業以来順調に拡大し続けております。創業当初は業界展示会への出展や業界紙への広告掲載等による顧客企業の獲得が中心でしたが、マーケティングチームやインサイドセールスチームの立ち上げによるWebマーケティングの強化、自社オウンドメディア（注3）の開設やセミナー開催の強化、教材販売事業者との連携等、顧客企業へのタッチポイントを拡充してきました。さらに、既存顧客企業からの紹介が増加したことにより、顧客基盤が拡大しました。

また、主要顧客である学習塾以外においても、英会話、音楽教室、プログラミング教室等習い事全般の顧客事例が増え、今後も教育業界へのタッチポイントの深化、多様化を進めることで、顧客基盤の更なる拡大を進めます。

(「Comiru」サービス有料契約企業数の当社分類別内訳)

分類名	生徒規模数※	2019年10月期 (社)	2020年10月期 (社)	2021年10月期 (社)
大手塾	5,000人以上	3	6	9
中堅塾	300～5,000人	14	30	51
個人塾	300人未満	486	668	875
その他習い事	一	3	7	9
合計		506	711	944

※当社は、生徒規模に応じて、学習塾を大手、中堅、小規模と分類しております。

b. 顧客価値の最大化

当社は継続的に新規サービスをリリースしてきたほか、既存サービスの機能改善などにより、顧客価値の向上に努めました。また、大手教育事業者等においても採用しやすいサービスの投入やAPIの拡充により、顧客企業のARPUの上昇を実現しました。

今後は、従来注力してきたバックオフィス業務と保護者コミュニケーション周辺のサービスに加えて、教育業界全体の業務の効率化と可視化をより多くの範囲で実現し、システムパートナーの領域を超えて、顧客企業の経営課題を解決する総合プラットフォーマーとしての価値を高め、持続的な成長と安定的な収益を実現していきます。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、より多くの教育事業者等のバックオフィスの業務効率化に寄与し、講師等の「教える時間」を捻出することで、生徒の学習効果向上及び満足度向上、ひいては教育事業者等の企業価値最大化に貢献する思いであります。そのため、有料契約企業数、ARPU、ARRを重要な経営指標として設定し、企業規模の拡大、企業価値の向上を目指しております。

また、当社の持続的な成長と安定的な収益を実現するために、投資効率を計る指標として広告宣伝費/売上高比率、顧客の解約率、及び売上総利益と営業利益率を重要な経営指標として確認しております。

項目	2019年10月期	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期 第3四半期
有料契約企業数 (社)	506	711	944	1,109
利用生徒ID数 (千ID)	87	147	219	310
ARPU (円)	23,498	32,136	40,638	49,752
ARR (千円)	108,632	235,794	410,532	662,103
広告宣伝費/売上高比率 (%)	23.5	22.0	13.2	6.0
顧客の解約率 (%)	0.6	0.8	0.5	0.5
売上総利益 (千円)	88,946	176,536	301,727	343,079
営業利益率 (%)	△90.9	△73.5	△40.8	△5.5

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 組織体制の整備

当社の継続的な事業成長の実現に向けて、多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると認識しております。積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、人事制度の構築やカルチャーの推進等を進めてまいります。

② 情報管理体制の強化

当社は、提供するサービスに関する多數の顧客企業の機密情報や生徒情報、保護者情報等の個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため、情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。今後も社内教育・研修の実施のほか、システムの強化・整備を実施してまいります。

③ 新規事業の展開

現在、当社の収益の大半が「Comiru」サービスから成り立っております。今後も継続的な事業成長の実現に向けて、既存サービスの伸長に加えて、「ComiruAir」、「ComiruHR」の販売強化、「Comiru」を利用する教育事業者等の各講師が得意とする科目や空き時間等を活用した個別指導マッチングサービスの提供等により、教育事業者等の企業価値最大化に寄与する新規事業の展開を積極的に検討してまいります。

④ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社は、事業拡大を目指し、開発投資や顧客獲得活動等に積極的に投資を進めており、2021年10月期は営業損失を計上しております。一方で、資金繰りに関しては、第三者割当有償増資による資金調達やメインバンクを中心各金融機関とは緊密な関係を維持できていることから、取引金融機関と長期的な借入契約を借入の都度締結しているため、現時点において財務上の課題は認識しておりません。

当社の収益の中心であるSaaSビジネスは、サブスクリプション(注4)方式で顧客企業に提供しており、継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。一方で、開発費用や顧客企業の獲得費用が先行して計上される特徴があり、赤字が先行しております。

当社では、事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積み上がることで、先行投資として計上される開発費用や顧客企業の獲得費用が売上高に占める割合は低下傾向にあり、2021年10月期以降、売上高に占める営業損失の金額は縮小しております。

一方で、SaaSビジネスにおいては、投資効率を計る指標として広告宣伝費/売上高比率、顧客の解約率が重要な指標となるため、当社ではこれを参考しながら、顧客獲得活動における投資判断をしてまいりました。当該指標を満たす場合に積極的に投資していくことが、中長期的に利益及びキャッシュ・フローの最大化に寄与するものと考えております。

今後も、投資効率指標である広告宣伝費/売上高比率、顧客の解約率等に配慮しながら、サービス強化のための開発活動や、認知度向上のためのマーケティング活動への投資を通じて、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

(注) 1. 「ICT」とは、「Information and Communication Technology」の略称で、情報・通信に関する技術の総称です。

2. デロイト トーマツ ミック経済研究所株式会社が発行した「ミックITリポート2021年2月号 高成長続くクラウド型学習塾向け業務管理システムの市場動向」において、当社「Comiru」が、クラウド型学習塾向け業務管理システムにおける導入教室数No. 1を獲得しました。
3. 「オウンドメディア」とは、広報誌及びパンフレット、インターネットのウェブサイト・ブログ等のメディアのうち、企業や組織自らが管理・運営し、情報を発信するメディアのことであります。
4. 「サブスクリプション」とは、顧客企業等の利用量に拘わらず、継続的に一定額の利用料が発生する販売方法です。

2 【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当該リスクが顕在化する可能性の時期につきましては、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び万一発生した場合でも業績及び財務状況に与える影響を最小限にすべく対応に努める方針であります。

当社のリスク管理体制に関しましては、「第4 提出会社の状況、4 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載のない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 業界環境に関するリスク

① EdTech(注1)市場について (発生可能性：中／影響度：中)

近年、IT技術の発展やペーパーレス化の流れ等により、教育業界におけるEdTechのニーズは高まりを見せております(注2)。今後もスマートフォンやタブレット端末の普及により、EdTechに関するユーザーの需要は活発化していくことが予想されます。しかしながら、これらの市場のニーズや成長が大きく鈍化し、もしくは縮小した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社では、サービス強化や新規事業の開発等に取り組むことで、市場変化の影響を緩和しています。

(注) 1. 「EdTech（エドテック）」とは、「EducationとTechnology」から成る造語で、教育とIT技術を融合させてイノベーションを生み出すビジネス分野です。例として、インターネットなどのオンラインシステムを活用した教育サービスが挙げられます。

2. 出典：経済産業省「未来の教室」、経済産業省 中小企業庁「学習塾業に係る経営力向上に関する指針（2019年4月1日付）」

② インターネット関連事業について (発生可能性：低／影響度：中)

当社は、EdTech関連事業を主たる事業対象としているため、当社事業の継続的な拡大発展のためには、更なるインターネット環境の整備、インターネットの利用拡大が必要と考えております。しかしながら、インターネットの利用等に関する新たな規制の導入や技術革新、その他予期せぬ要因によって、今後の利用拡大に大きな変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社では、法改正などの早期情報収集、市場動向のモニタリングなどを行っております。

③ 少子化による影響について (発生可能性：中／影響度：中)

教育業界は、長期にわたる出生率低下に伴う少子化により、学齢人口の減少という問題に直面しております。少子化による影響や、子どもにかかる教育費が増加傾向であることも相まって、教育業界では同業間での生徒数確保に向けた競争が激化していくことが予想されます。

このような状況の下、当社は、当社のサービスを使って教育サービス展開される方等には、その経営に成功して頂くことを目指して事業展開を進める所存ですが、今後、少子化が急速に進行し、教育市場全体が著しく縮小した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社では、顧客を学習塾に限定せず、講師と生徒という構造ができる顧客をターゲットとすることで、少子化の影響を緩和しています。

(2) 事業に関するリスク

① 他社との競合について (発生可能性：中／影響度：中)

当社は、「Comiru」サービスをはじめとする特色あるサービスの提供や機能の強化、サービスラインナップの充実、学習塾や学校法人に対する経営支援体制の強化等に継続的に取り組み、競争力の向上を図っております。しかしながら、当社と同様にEdTechを提供している企業や新規参入企業との競争激化による顧客の流出やコストの増加等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社では、アジャイル手法による開発体制を維持継続して顧客ニーズに迅速に対応することにより、リスクの軽減を図っております。

② 他社との業務提携について (発生可能性：中／影響度：中)

当社では、教育コンテンツの提供企業との業務提携等を通じた事業の拡大に取り組んでおります。当社と提携先が持つコンテンツや事業運営ノウハウ等を融合することにより、大きなシナジー効果を発揮することを目的としておりますが、当初見込んだ効果が発揮されない場合、またこれらの提携が解消された場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社では、実施した施策の効果検証や継続的な提携先摸索により、リスクの軽減を図っております。

③ 技術革新への対応について（発生可能性：低／影響度：中）

当社が事業を展開するEdTech業界においては、新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われております。これらの変化に対応するため、当社は、開発スタッフの採用・育成や最先端の技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。しかしながら、かかる知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新に対する当社の対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。また、新技術への対応のために追加的なシステム投資、人件費等の支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、国や教育委員会等による規制に関する変更により、当社のサービスについて重大な修正を要し、又は販売が延期若しくは中止となる場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、急速な技術革新に対応すべく優秀な技術者の採用・育成等に積極的に取り組むほか、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築することにより、顧客ニーズの変化や規制の変更に迅速に対応できるよう努めています。

④ 新規ユーザー企業の獲得について（発生可能性：低／影響度：大）

当社サービスの教育事業者等における導入教室数及び生徒等の利用ID数は、広告宣伝活動や営業活動等により拡大傾向にあります。しかしながら、教育事業者等における当社サービスの導入が進まないことにより、新規獲得教室数や利用予定ID数が計画を下回る場合等には、当社の事業及び業績に影響を与え、赤字が継続する可能性があります。なお、今後もユーザー数の拡大を目的としたマーケティング活動において、LTV/CAC(注1)やCACの回収期間等(注2)に配慮しながら、ユーザー獲得活動を推進してまいります。

当社では、マーケティング部門が常に広告市況や新たな広告手法のリサーチに取り組んでおります。

(注) 1. LTV (Lifetime Valueの略で顧客生涯価値) とCAC (Customer Acquisition Costの略で顧客獲得単価) の比率で、マーケティング活動の投資効率性を表しております。なお、2021年10月期におけるLTV/CACは10.3倍（各前月の月額利用料合計に占める解約に伴い減少した月額利用料合計の割合として算出した解約率を使用して算出）です。

2. CACが顧客の利用料等から回収できる期間で、マーケティング活動の投資効率性を表しております。なお、2021年10月期におけるCACの回収期間は13.1ヶ月です。

⑤ 既存ユーザー企業の継続率及び単価向上について（発生可能性：低／影響度：大）

当社のビジネスモデルは、サブスクリプション型のリカーリングモデルを中心であることから、当社の継続的な成長には、新規教育事業者等の獲得のみならず、既存教育事業者等の維持及び単価向上が重要と考えております。

既存教育事業者等の維持については、その継続率が非常に重要な要素であり、機能の追加開発やサポートの充実により、継続率の維持・向上を図っております。予算及び経営計画には、実績を基に一定の解約率を踏まえた継続率を見込んでおりますが、当社のサービスの魅力の低下、競合他社に対する競争力の低下、追加機能やサポートに対する満足度の低下等により、当社の想定を大幅に下回る継続率となる可能性があります。

単価向上については、当社は、教育事業者等当たりの利用ID数の増加によるARPUの増加、及び複数関連サービスの提供によるアップセルやクロスセルを促進する戦略をとっております。しかしながら、既存教育事業者等の事業が成長しない、中堅・大手規模の教育事業者等の獲得が奏功しない、又は当社のサービスが顧客のニーズに合致しないこと等により、想定した顧客単価の向上が実現しない可能性があります。

これらの結果、当社の事業及び業績に影響を与え、赤字が継続する可能性があります。

当社では、カスタマーサクセス部門の人員を増員し、顧客満足度を高めることでサービスの向上に努めてまいります。

⑥ 特定事業への依存について（発生可能性：低／影響度：大）

現在、当社の収益は、主力サービスである「Comiru」等のSaaS型サービスによる売上が大部分を占めている状況であるため、当社は、多角的観点から新たな収益源を常に模索し、教育事業者等へ提供可能なサービスの範囲の拡大に取り組んでまいります。例えば、学習塾への経営コンサルティングや教育事業者等の備品共同調達等のサービス拡充はまだ初期段階にあります。しかしながら、当該サービスにおいて収益化が進まない場合や当該サービスに関係する法規制の適用を新たに受ける場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、「Comiru」サービスの付加価値向上を図るのはもちろんのこと、教育業界と関連のあるサービス提供者や専門家との協力や業務提携を拡充してまいります。

⑦ 四半期ごとの収益変動について（発生可能性：中／影響度：中）

当社の収益は顧客である学習塾運営会社や学校法人等の法人顧客の講師数及び生徒数に依拠しており、当該顧客の生徒募集を行うタイミングに影響される傾向にあるため、売上高及び利益がそれらの時期に集中する可能性があります。現状は、事業拡大に伴い収益への四半期ごとの偏重はしておりませんが、当該顧客は、通常授業（スポット的な講座や模試を含む。）の他に、春・夏・冬の講習会及び夏期合宿、正月特訓を行っており、通常授業のみ実施する月に比べ、講習会、夏期合宿、正月特訓が実施される月の生徒数が多くなり、又、各講習会が実施される時期に重点をおいて生徒募集が行われているため、収益の基礎となる生徒数は4月から月を追うごとに増加し、1月にピークを迎えるという推移を示す傾向にあり、今後の事業成長及び顧客獲得状況、あるいは当該顧客の生徒募集

時期や講習のタイミング等に変更が生じる場合には、当社収益計上時期に偏重が生じる可能性があります。

当社では、新規事業の開発等に取り組むことで収益時期を通期で平準化することにより、リスクの軽減を図っております。

⑧ 人材の確保について（発生可能性：中／影響度：中）

当社は、今後の更なる事業拡大を推進する上で優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要であると認識しており、適切な時期を見定めながら新卒や中途採用活動を実施し、また、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築や教育の実施を進めております。しかしながら、人材の新規採用や育成が予定通りに進まない場合等が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社は、今後も事業規模の拡大に応じて、専門技術や知識を有する優秀な人材の中途採用に努めるとともに、福利厚生制度の拡充や労働環境の整備など、従業員の働きがいを向上させる取り組みを強化していくことにより、リスクの軽減を図っております。

⑨ カントリーリスクについて（発生可能性：中／影響度：中）

当社では教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の原価低減策のひとつとして、プログラミング設計、コーディングを中華人民共和国及び台湾に居住する個人に対して業務を委託しております。現在は、委託先との関係は良好であり、今後も取引を継続してまいります。また、こうした海外への業務委託においては、コミュニケーションを密にして情報収集に努める等トラブルを回避するための措置を講じておりますが、予期せぬ法律又は規制の変更及びその解釈、現地の委託先の商取引慣行、自然災害及び重大な感染症の流行等による不測の事態、外交関係、テロ、戦争、その他の要因による社会的混乱等のリスクが内在しております。そのため、予期せぬ契約の終了や契約内容の変更が行われないよう、委託先と良好な関係の維持に努めておりますが、当社にとって不利な内容で契約の改定が行われた場合、又は予期せぬ事情により契約が終了した場合には、当社サービスの品質や開発に遅れが生じ、円滑に提供できなくなり、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

当社では、プログラミング設計やコーディングを担当する人員の日本国内での採用を強化することにより、リスクの軽減を図っております。

⑩ システム障害について（発生可能性：中／影響度：大）

当社が運営するサービスは、PC、スマートフォン、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績は影響を受ける可能性があります。

また、当社のサービスは、外部クラウド・アプリケーション・プラットフォーム（株式会社セールスフォース・ドットコムが提供する「Heroku」サービス（以下「Heroku」という。））を活用して提供しており、Herokuの安定的な稼働が当社の事業運営上、重要な事項となっております。当社ではHerokuが継続的に稼働しているかを常時監視しており、障害の発生又はその予兆を検知した場合には、当社の役職員による早急に復旧するための体制を整えております。

しかしながら、システムエラー、人為的な破壊行為、自然災害等や当社の想定していない事象の発生によりHerokuが停止した場合や、コンピュータ・ウイルスやクラッカーの侵入その他の不具合等によりシステム障害が生じた場合、又は株式会社セールスフォース・ドットコムとの契約が解除される等によりHerokuの利用が継続できなくなった場合には、顧客への損害の発生、当社の追加費用負担、又は当社のブランドの毀損などにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社では、「Comiru」サービスを安定的に運用するためのシステム運用管理体制を整備し、システムの稼働状況の監視、バックアップ、クラウドサーバーの冗長化を実施して、障害発生の未然防止と障害発生時の影響最小化することにより、リスクの軽減を図っております。

⑪ 自然災害等について（発生可能性：低／影響度：大）

当社の事業は、インターネットや第三者が提供するクラウドサーバー等に依存しています。そのため、これらに被害をもたらすおそれのある自然災害等が発生した場合には、当社は事業を継続することができない等の支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、当該事象が発生した場合には、適切な対応に努めますが、事業への影響を完全に防止または軽減できない可能性があり、結果として、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社では、日頃よりシステムの安定稼動の維持に努めるとともに、「Comiru」サービスの提供を担うシステムについて、バックアップシステムを確保し、定期的な保守点検を実行しております。

⑫ 先行投資と赤字計上について（発生可能性：低／影響度：中）

当社が提供する教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業は、エンジニア人員の採用や開発にかかる外部協力者の業務委託費等の先行投資を必要とする事業であり、結果として、当社業績において営業赤字を継続して計上しております。今後もより多くの実績拡大を目指して、エンジニア人員等の優秀な人材の採用・育成を行ってまいりますが、かかる投資に際しては計画的に行うとともに、導入実績の増加、売上高の拡大及び収益性の向上に向けた取組みを行っていく方針であります。しかしながら、想定通りの導入実績の獲得が進まない場合等に

は、引き続き営業赤字の計上が継続する等、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。当社では、定期的な事業計画の進捗確認を実施し、当社業績への影響の遅減を図ってまいります。

(3) 法的規制に関するリスク

① 法的規制について（発生可能性：低／影響度：中）

当社事業は、「個人情報の保護に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、「電気通信事業法」等による法的規制を受けております。当社は、社内の管理体制の構築等によりこれら法令を遵守する体制を整備・強化しておりますが、不測の事態により、万が一当該規制等に抵触しているとして何らかの行政処分等を受けた場合、また、今後これらの法令等が強化され、もしくは新たな法令等が定められ当社の事業が制約を受ける場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社では、利用規約や契約等において、利用者が損害を受けた場合であっても、当社に故意又は重過失がある場合や当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、損害賠償の責を負わない旨を定めておりますが、オペレーションナル・リスクの顕在化を含むなんらかの要因により訴訟が提起された場合には、訴訟費用が多額にのぼる可能性があるとともに、訴訟において当社に不利な判決等がなされた場合には、訴訟に伴う損害賠償のみならず、社会的な信用の低下等を通じて、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社では、関連する法令等の制定・改正についての情報の事前収集を実施するとともに、コンプライアンス徹底に向けて全社的な意識強化と定着に努めてまいります。

② 個人情報の管理について（発生可能性：中／影響度：大）

当社は、当社のサービスを利用する生徒、取引先、従業員、株主等に関する個人情報を有しております。

当社は、2021年10月期において、システムの不具合から生じた個人情報漏洩の事故等により、情報セキュリティ対策費として2,471千円を計上しておりますが、個人情報の外部漏洩、改竄等の防止のため、個人情報の厳正な管理を事業運営上の重要課題と位置付けており、個人情報保護規程、情報管理規程など、重要な情報資産の保護に関する規程やマニュアル等を整備運用するとともに、個人情報・機密事項を格納するファイルへの適切なアクセス権限の付与や、パソコンと外部記憶媒体の接続を物理的に不可とするなど、重要な情報資産の管理について組織的かつ技術的、物理的な安全管理措置を講じております。また、すべての役員・従業員を対象に情報セキュリティ教育を実施するとともに「機密保持に関する誓約書」や「個人情報に関する誓約書」を徴求するなど、個人情報を含む重要な情報資産の保護並びに外部漏洩の未然防止に努めております。加えて、当社では個人情報管理に関してはプライバシーマーク（Pマーク）を取得・更新し、厳重なる社内管理に努めています。

しかしながら、情報管理の過程等において、外部からの不正アクセス等を防止できず、不測の事態により個人情報等を含む重要な情報が社外に漏洩した場合、風評被害や社会的信用の失墜により、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、情報漏洩に起因して第三者に何らかの損害が発生した場合は、当社が損害賠償請求の対象となる可能性もあります。

当社では、情報セキュリティに関する各種規程類を整備するとともに、外部からの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入防止等についてシステム的な対策を講じて情報セキュリティ事故の未然防止に努めることにより、リスクの軽減を図っております。

また、個人情報保護法への対応を推進し、プライバシーマークを取得して個人情報マネジメントシステムに則り、安全管理に努めることにより、リスクの軽減を図っております。

③ 知的財産権に関するリスク（発生可能性：低／影響度：中）

当社は、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めています。また、第三者の知的財産権を侵害しないよう、調査可能な範囲で対応を行っております。しかしながら、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している場合、または、今後当社が属する事業分野において第三者の権利が成立する場合には、第三者より損害賠償及び使用差止め等の訴えを起こされる可能性及び権利に関する使用料等の対価の支払が発生する可能性があり、また当社の知的財産が侵害された場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

当社では、引き続き啓蒙及び社内管理体制を強化するとともに、上記判明時には、事例に応じて弁護士・弁理士等と連携し、解決に努めてまいります。

(4) 経営管理体制に関するリスク

① 代表取締役 栗原慎吾への依存について（発生可能性：低／影響度：中）

代表取締役である栗原慎吾は、当社の創業者であり、創業以来当社の代表取締役を務めております。同氏は、EdTechをはじめとする新規事業の立ち上げや既存事業の拡大に関する豊富な経験と知識を有しております、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社は、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となつた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 銀行借り入れの代表取締役個人にかかる人的保証について（発生可能性：低／影響度：中）

本書提出日現在において当社の有する銀行からの借入金に対して、当社代表取締役 栗原慎吾の個人保証を伴うものが存在しています。このため、前項①に類する代表取締役 栗原慎吾への依存が生じており、何らかの理由により同氏による業務執行が困難となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する可能性は高くないものと考えております。当社は、財政状態の報告を中心に金融機関との関係性を深めており、今後も良好な関係を維持継続できるよう努めてまいります。

③ 小規模組織における管理体制について（発生可能性：低／影響度：小）

当社は、本書提出日現在、取締役5名（内1名は非常勤）、監査役3名（内2名は非常勤）、従業員53名と小規模組織にて運営しております、内部管理体制もこれに応じたものとなっております。今後の事業の拡大及び多様化に対応して、人員の増強と内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

（5）その他のリスク

① 配当政策について（発生可能性：中／影響度：小）

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、配当を行っておりません。現時点において当社は、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。今後の配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

② 調達資金の使途について（発生可能性：低／影響度：小）

当社が計画している公募増資による調達資金については、既存事業の拡大に係る人件費、その採用費、サービス構築費用、サービスプロモーション費用及び借入金返済に充当する予定であります。しかしながら、当社が属するEdTech市場においては変化が著しいため、計画の変更に迫られ、調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があり、その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。また、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性があります。

③ ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：中／影響度：小）

当社では、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、既存の株主が有する保有株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は、290,601株であり、発行済株式総数の8.1%に相当しております。

④ 株主構成について（発生可能性：低／影響度：中）

本書提出日現在において、当社発行済株式総数3,580,053株のうち、計1,454,730株は、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合（以下「VC等」という。）が所有しており、VC等が保有する当社株式の割合は40.6%と高い水準となっております。一般的にVC等による未公開企業の株式所有目的は、株式公開後に売却を行い、キャピタルゲインを得ることであります。今後、VC等が所有する当社株式が市場にて売却された場合には、当社株式の売却圧力が顕在化し、市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 繰越欠損金の解消による影響等について（発生可能性：低／影響度：中）

第7期事業年度末（2021年10月31日）において、税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の業績が順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合や税法改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

⑥ 新型コロナウイルスの感染拡大について（発生可能性：中／影響度：小）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う教育事業者等のDX（デジタルトランスフォーメーション）化の流れが当社事業の活用に追い風になるなど現在商談進行中のプロジェクトは前期比で拡大しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大が社会経済環境及び顧客の意思決定に与える影響などにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社では、従業員及び家族の健康と安全の確保を第一に考え、テレワークの推奨、オンラインツールを活用した打合せの推進及び時差出勤の推奨等、感染リスク低減のための措置を実施しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

（1）経営成績等の状況の概要

① 財政状態の状況

第7期事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

（資産）

当事業年度末の資産については、総資産が346,715千円となり、前事業年度末と比較し87,401千円の減少となりました。

流動資産の残高は、前事業年度末に比べ104,260千円減少し、299,415千円となりました。主な増減内訳は、「Comiru」の拡大に努めた結果、売上が増加し売掛金が17,841千円増加した一方で、当期純損失の計上により現金及び預金が110,435千円減少したこと及び、その他流動資産が11,482千円減少したことによるものであります。

固定資産の残高は、前事業年度末に比べ16,858千円増加し、47,299千円となりました。主な増減内訳は、投資その他の資産が19,222千円増加したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末の負債については、270,650千円となり、前事業年度末と比較し97,539千円の増加となりました。

流動負債の残高は、前事業年度末に比べ36,658千円増加し、106,138千円となりました。主な増減内訳は、運転資金確保のための新規の借入により1年内返済予定の長期借入金が11,190千円、「Comiru」の拡大に努めた結果、売上が増加し未払消費税等が17,271千円増加したことによるものであります。

固定負債の残高は、前事業年度末に比べ60,881千円増加し、164,511千円となりました。主な増減内訳は、運転資金確保のための新規の借入により長期借入金が60,298千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末の純資産の残高は、前事業年度末に比べ184,941千円減少し、76,065千円となりました。その内訳は、当期純損失の計上により繰越利益剰余金が184,914千円減少したことによるものであります。なお、2021年9月に欠損補填のための減資により資本金の額が354,067千円、資本準備金の額が111,567千円それぞれ減少し、その他資本剰余金の額が465,634千円増加し、その増加したその他資本剰余金465,634千円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越損失を解消しておりますが、これによる純資産の増減に影響はありません。

第8期第3四半期累計期間（自 2021年11月1日 至 2022年7月31日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における資産については、総資産が636,288千円となり、前事業年度末と比較し289,572千円の増加となりました。

流動資産の残高は、前事業年度末に比べ287,652千円増加し、587,067千円となりました。主な増減内訳は、運転資金確保のための新株発行及び新株予約権の行使に伴い現金及び預金が272,478千円、「Comiru」の拡大に努めた結果、売上が増加し売掛金が17,512千円増加したことによるものであります。

固定資産の残高は、前事業年度末に比べ1,920千円増加し、49,220千円となりました。主な増減内訳は、投資その他の資産が2,790千円増加したことによるものであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債については、274,511千円となり、前事業年度末と比較し3,861千円の増加となりました。

流動負債の残高は、前事業年度末に比べ14,020千円増加し、120,159千円となりました。主な増減内訳は、課税所得の発生により未払法人税等が12,932千円増加したことによるものであります。

固定負債の残高は、前事業年度末に比べ10,159千円減少し、154,352千円となりました。主な増減内訳は、長期借入金の返済により9,576千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ285,711千円増加し、361,776千円となりました。その主な内訳は、新株発行及び新株予約権の行使に伴い資本金が161,119千円、資本準備金が161,119千円増加した一方で、繰越利益剰余金が36,915千円減少したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第7期事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響から、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により社会・経済活動が抑制され、厳しい状況で推移いたしました。今後は、ワクチン接種が進行する中で、各種政策による景気回復への効果が期待されるものの、先行きは未だ不透明な状況が続いております。

教育業界においては、従来から問題視されていた教育現場の労働生産性の改善意識も高まっており、新型コロナウイルス感染症を契機としたオンライン教育への急速な関心・注目の高まりや、2020年度から始まった政府のGIGAスクール構想で進められている教育環境のデジタル化といった事業環境への変化にも機敏な対応が求められる1年となりました。

このような状況のもと、当社は、「『教える』をなめらかに」をミッションに掲げ、民間教育業界の中で最も通学率が高い学習塾業界にフォーカスして、そのアナログ業務を効率化するコミュニケーションツール

「Comiru」の開発・運用に注力しております。今後も、更なるユーザー獲得及び顧客満足度向上のため、新機能の充実を図り、引き続き機能追加を行っていく予定です。

当社主力サービスである「Comiru」は、学習塾を中心とした教育事業者等のバックオフィス業務の効率化及び保護者とのコミュニケーション強化に貢献するSaaSであり、教育業界のIT化を推し進めることで、上記課題解決に対し貢献できるサービスです。当事業年度において、当社は、昨年に続き、主力サービスである「Comiru」のID数及び有料契約企業数が順調に増加しました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響によるリード及びアポイント獲得遅れや顧客企業内での検討の長期化といった影響が生じているものの、WEB広告を中心としたオンラインマーケティングの拡充や、営業体制の更なる強化に注力し、上記影響を最小限にとどめるとともに、新規顧客獲得の一層の拡大と認知向上を狙ったオンラインセミナー等のマーケティング活動を実施しております。さらに、2021年2月より「デジタルツールの導入が初めて」、「まずは生徒を集めたい」という要望から、一部

「Comiru」の機能を制限した無償版の「ComiruFree」をリリースし、「Comiru」の魅力を伝えつつ、教育事業者等の本来の目的である「子どもたちと正面から向き合う」ことに集中できる環境を提供しております。また、

「Comiru」と連動するサービスとして、2020年8月にオンライン授業・自宅学習支援サービス「ComiruAir」、2020年12月に講師等の勤怠管理サービス「ComiruHR」、2021年6月に大手教育事業者等向けバックオフィス業務の効率化サービスとして、複数教室を運営する学習塾が各教室のKPI等を集約し、統括する本部が適時適切に把握し、各教室の改善に繋げることが可能となる「ComiruPRO」をそれぞれリリースしました。

「Comiru」は、サブスクリプションモデルであり、また顧客である教育事業者等の生徒集客がID数増加を推進するビジネスモデルでもあります。これらの特長を踏まえると、新規顧客の獲得に加え、既存顧客からの追加ID獲得が重要であり、また、顧客ニーズに即した魅力的なプロダクトを提供し続ける必要があると考えております。そのために、先行的に顧客ニーズに即したプロダクトを提供するためのシステム開発人員及び営業人員にかかる人件費、並びに新規商談数獲得や認知度向上のためのマーケティング活動費用として広告宣伝費を投下し、前事業年度以降、継続的に先行投資を実施しており、今後一定期間については、黒字化よりも売上高成長率を重視していく方針であります。一方、新しい生活様式、働き方のスタイルを取り入れ、対面での営業活動やセミナーなどを一部オンラインへ切り替えたことにより広告宣伝費、販売促進費、旅費交通費など一部の経費については減少しております。

これらの結果、当事業年度における売上高は、「Comiru」の売上が増加したことにより442,880千円（前年同期比168.8%）となり、売上総利益は、売上高の増加及び開発部門における開発活動の効率化の取り組みにより301,727千円（前年同期比170.9%）となりました。一方で、役員報酬や管理部門の人件費などが計画どおり増加したため営業損失180,509千円（前事業年度は営業損失192,860千円）となりました。また、支払利息の計上により経常損失が181,357千円（前事業年度は経常損失194,752千円）、システムの不具合から生じた個人情報漏洩の事故等による情報セキュリティ対策費が発生したことや法人税等の計上により当期純損失が184,914千円（前事業年度は当期純損失195,529千円）となりました。

なお、当社の事業セグメントは教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

第8期第3四半期累計期間（自 2021年11月1日 至 2022年7月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に加え、原材料価格の高騰やサプライチェーンの混乱、ロシアによるウクライナ侵攻等、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いています。

教育業界においては、従来から問題視されていた教育現場の労働生産性の改善意識も高まっています。特に2020年からの新型コロナウイルス感染症による休講をきっかけとして、コミュニケーションツールやオンライン授業システムへの関心が高まり、教育現場のデジタルトランスフォーメーションへの関心や注目が続いております。

このような環境のもと当社は、「『教える』をなめらかに」をミッションに掲げ、学習塾業界のアナログ業務を効率化するコミュニケーションツール「Comiru」の開発・運用に注力しております。

今後も、更なるユーザー獲得及び顧客満足度向上のため、既存機能の改善及び新機能の充実を図り、ユーザーのニーズに答えられるよう機能強化を行っていく予定です。

なお、事業拡大に向けた開発人員の増強、社内体制強化等において、積極的に取り組んでおります。

これらの結果として、当第3四半期累計期間における売上高は、「Comiru」の売上が増加したことにより479,877千円、売上総利益は、売上高の増加及び開発部門における開発活動の効率化の取り組みにより343,079千円となりました。一方で、WEB広告を中心としたオンラインマーケティングの拡充による広告宣伝費や、営業体制の強化による人件費などが計画どおり増加したため営業損失26,408千円となりました。また、支払利息や株式交付費用の計上により経常損失が28,811千円、システムの不具合から生じた各種調査費用の情報セキュリティ対策費が発生したことや法人税等の計上により四半期純損失が36,915千円となりました。

なお、当社は教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、213,644千円となり、前事業年度末に比べ110,435千円減少しました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、158,701千円（前事業年度は224,576千円の使用）となりました。これは主に、非資金項目の減価償却費5,656千円の調整、事業拡大による人員増加に伴う未払費用の増加額5,463千円、「Comiru」の拡大に努めた結果売上が増加し未払消費税等の増加額17,271千円により資金が増加した一方で、税引前当期純損失の計上183,801千円により資金が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は23,222千円（前事業年度は2,624千円の獲得）となりました。これは主に、新サービス開始のための敷金及び保証金の差入による支出20,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は71,488千円（前事業年度は350,411千円の獲得）となりました。これは運転資金確保のための長期借入れによる収入80,000千円、長期借入金の返済による支出8,512千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載にはなじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載にはなじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第7期事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
教育事業者等向けSaaS型業務 管理プラットフォーム事業	442,880	168.8
合計	442,880	168.8

(注) 1. 当社の事業区分は「教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業」の単一セグメント

であります。

2. 最近2事業年度及び第8期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2019年11月 1 日 至 2020年10月31日)		当事業年度 (自 2020年11月 1 日 至 2021年10月31日)		第8期 第3四半期累計期間 (自 2021年11月 1 日 至 2022年7月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社秀英予備校	29,424	11.2	—	—	—	—

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 当事業年度及び第8期第3四半期累計期間の株式会社秀英予備校における販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択と適用を前提とし、資産・負債及び収益・費用の金額に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や将来における発生の可能性等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表を作成に当たり重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等

(1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針

② 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に記載しております。

b. 経営成績の分析

第7期事業年度(自 2020年11月 1 日 至 2021年10月31日)

(売上高)

当事業年度における売上高は、前事業年度に比べ180,517千円増加し、442,880千円(前事業年度比168.8%)となりました。これは主に、主力サービスである「Comiru」のID数及び有料契約企業数が順調に増加したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、前事業年度に比べ55,327千円増加し、141,153千円(前事業年度比164.5%)となりました。これは主に、主力サービスである「Comiru」のエンジニア人員及び開発にかかる外部協力者への外注費が増加した結果によるものであります。売上原価は増加したものの、売上高も増加したことから、売上総利益は前事業年度に比べ125,190千円増加し301,727千円(前事業年度比170.9%)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ112,838千円増加し、482,236千円(前事業年度比130.5%)となりました。これは主に、役職員の増加、管理部門の体制強化等により、主に、役員報酬が16,395千円、従業員給料及び手当が108,021千円増加したことによるものであります。

以上の結果、営業損失は180,509千円(前事業年度は営業損失192,860千円)となりました。

(営業外損益、経常損失)

当事業年度における営業外収益は、前事業年度に比べ243千円増加し、409千円(前事業年度比246.7%)となりました。これは主に、助成金収入が406千円増加したことによるものであります。また、営業外費用は、前事業年度に比べ800千円減少し、1,257千円(前事業年度比61.1%)となりました。これは主に、株式交付費が1,086千円減少したことによるものであります。

以上の結果、経常損失は181,357千円(前事業年度は経常損失194,752千円)となりました。

(特別損益、当期純損失)

当事業年度における特別利益は27千円となりました。これは、従業員の退職に伴う新株予約権戻入益の発生によるものであります。

当事業年度における特別損失は2,471千円となりました。これは、情報セキュリティ対策費の発生によるものであります。

当事業年度における法人税等は、前事業年度に比べ822千円増加し、1,113千円(前事業年度比383.4%)となりました。

以上の結果、当期純損失は184,914千円(前事業年度は当期純損失195,529千円)となりました。

第8期第3四半期累計期間（自 2021年11月1日 至 2022年7月31日）
(売上高)

当第3四半期累計期間における売上高は、479,877千円となりました。これは主に、「Comiru」サービスの採用を拡大し、契約企業数と利用ID数が増加したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期累計期間における売上原価は、136,797千円となりました。これは主に、売上高の上昇に伴い、開発人件費54,935千円、外注費54,801千円、支払手数料26,493千円等によるものであります。売上原価は、増加したものの、売上高も増加したことから、売上総利益は343,079千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、369,487千円となりました。これは主に、従業員給料及び手当184,636千円、業務委託費63,159千円、役員報酬40,275千円、広告宣伝費28,903千円等によるものであります。この結果、営業損失は26,408千円となりました。

(営業外損益、経常損失)

当第3四半期累計期間において、還付加算金12千円等により営業外収益が13千円、株式交付費1,364千円、支払利息1,052千円により営業外費用が2,417千円発生しております。この結果、経常損失は28,811千円となりました。

(特別損益、税引前四半期純損失)

当第3四半期累計期間において、新株予約権戻入益により特別利益は129千円となりました。また、システム不具合が生じたことによる各種調査費用、顧客対応等に必要となる費用により特別損失は720千円となりました。この結果、税引前四半期純損失は29,402千円となりました。

(法人税等及び四半期純損失)

当第3四半期累計期間における法人税等は7,512千円となりました。その結果、四半期純損失は36,915千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローは、「(1)経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性について、当社の運転資金需要のうち主なものは、従業員の入件費、システム開発の外注費、販売費及び一般管理費の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資によるものであります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針とし、運転資金は第三者割当有償増資及び取引金融機関と長期的な借入契約を借入の都度締結することを基本としております。

なお、当事業年度末における借入金を含む有利子負債の残高は176,966千円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は213,644千円となっております。

④ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

当社の売上高は主に教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業で構成されております。当該事業は毎月経常的に得られる月額利用料が売上高の大半を占めており、その積み上がり状況の指標であるARRの拡大を経営上の目標としております。その達成状況を判断するうえで、有料契約企業数、利用生徒ID数、ARPU、ARRを重要な指標としております。ARRを高めていくためには、有料契約企業数を増やしていくことが重要であると考えております。

また、当社の持続的な成長と安定的な収益を実現するために、投資効率を計る指標として広告宣伝費/売上高比率、顧客の解約率、及び売上総利益と営業利益率を重要な経営指標として確認しております。なお、過年度の各指標の推移は以下となります。

項目	2019年10月期	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期 第3四半期
有料契約企業数（社）	506	711	944	1,109
利用生徒ID数（千ID）	87	147	219	310
ARPU（円）	23,498	32,136	40,638	49,752
ARR（千円）	108,632	235,794	410,532	662,103
広告宣伝費/売上高比率（%）	23.5	22.0	13.2	6.0
顧客の解約率（%）	0.6	0.8	0.5	0.5
売上総利益（千円）	88,946	176,536	301,727	343,079
営業利益率（%）	△90.9	△73.5	△40.8	△5.5

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第7期事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

当事業年度の設備投資等の総額は、1,085千円であります。その主なものは、従業員が使用するノートパソコンであります。

第8期第3四半期累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年7月31日)

当事業年度の設備投資等の総額は、1,476千円であります。その主なものは、従業員が使用するノートパソコンであります。

2【主要な設備の状況】

2021年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都中央区)	本社設備、サーバ等	11,644	3,946	172	15,763	52(3)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 東京本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は17,326千円であります。

4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】(2022年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	13,500,000
計	13,500,000

(注) 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、発行可能株式総数は、9,000,000株増加し、13,500,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,580,053	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	3,580,053	—	—

(注) 1. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2022年7月29日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2022年7月29日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2022年7月29日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、発行済株式総数は2,386,702株増加し、3,580,053株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

i 第2回新株予約権（有償ストックオプション）

決議年月日	2019年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 従業員 12
新株予約権の数（個）※	48,909 (46,767) (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 48,909 (140,301) (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	848 (283) (注) 3、6
新株予約権の行使期間※	自 2019年3月28日 至 2028年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 851.30 (284.10) (注) 6 資本組入額 425.65 (142.05) (注) 6
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2021年10月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を（ ）内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき3.3円で有償発行しております。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整を行うものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとします。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は、当社が適当と認める本新株予約権1個当たりの目的となる株式の調整を行います。

3. (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、(注) 2の調整後の株式数の適用時期に準じるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が(i)時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当を含みます。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除きます。）、又は(ii)時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味します。以下同様とします。）の発行又は処分（無償割当による場合を含みます。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、各用語の意義は、以下に定めるところによるものとします。

① 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。

② 「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除きます。）とします。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含みます。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなします。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

③ 上記算定については、下記の定めに従うものとします。

- a. 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとします（但し、当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とします。）。
- b. 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとします。
- c. 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとします。

- (2) 上記(1) (ii) に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行います。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除きます。
- (3) 当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行います。
- (4) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われないものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について以下の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。但し、下記(6)に該当する場合又は会社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。
当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得します。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。
 - a. 新株予約権者が本項に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合
 - b. 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
 - c. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が取締役会で承認された場合
- (2) 権利者は、2020年10月期の事業年度において、売上高が2億2000万円以上の場合に本新株予約権を行使することができます。上記の売上高の判定は、会社が連結計算書類を作成している場合においては会社の監査済みかつ株主総会で承認又は報告された連結損益計算書における売上高を参照し、会社が連結計算書類を作成していない場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されかつ取締役会（取締役会非設置会社においては取締役の過半数）に承認された連結損益計算書における売上高、又は会社の監査済み（監査役非設置会社においては、不要）かつ株主総会で承認若しくは報告された損益計算書における売上高のいずれか高い金額を参照します。
- (3) 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとします。

- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (5) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (6) 上記(2)、(3)及び本新株予約権の取得事由に関わらず、会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立し、会社の取締役会（取締役会が設置されていない場合は株主総会とします。）によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合、権利者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができます。
- (7) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下総称して「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定します。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）3に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。
- ⑥ 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。
- ⑦ 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- ⑧ 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定します。

6. 2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ii 第4回新株予約権（有償ストックオプション）

決議年月日	2020年9月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 28
新株予約権の数（個）※	37,300 (32,800) (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 37,300 (98,400) (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,354 (452) (注) 3、6
新株予約権の行使期間※	自 2023年1月1日 至 2029年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,382 (461.33) (注) 6 資本組入額 691 (230.66) (注) 6
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2021年10月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を（ ）内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき28円で有償発行しております。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整を行うものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとします。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は、当社が適当と認める本新株予約権1個当たりの目的となる株数の調整を行います。

3. (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、(注) 2の調整後の株式数の適用時期に準じるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が(i)時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含みます。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除きます。）、又は(ii)時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味します。以下同様とします。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含みます。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、各用語の意義は、以下に定めるところによるものとします。

- ① 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。
- ② 「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除きます。）とします。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含みます。）

が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなします。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとします。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

③ 上記算定については、下記の定めに従うものとします。

- a. 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとします（但し、当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とします。）。
- b. 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとします。
- c. 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとします。

(2) 上記(1) (ii) に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行います。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除きます。

(3) 当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行います。

(4) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われないものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができないものとします。但し、当社の発行済株式総数の過半数に相当する株式が、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含みます。）に対して譲渡される旨の合意が、当該株式の保有者と当該第三者との間で成立し、当社の取締役会によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合には、新株予約権者は上場前においても本新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するまでの間ににおいて、次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができません。
 - ① 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、本新株予約権の発行日以降一度でも、1,353円（但し、（注）3に準じて適切に調整されるものとします。）を下回る価格となったとき
 - ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、本新株予約権の発行日以降一度でも、1,353円（但し、（注）3に準じて適切に調整されるものとします。）を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議のうえ本項への該当を判断するものとします。）
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について、（注）5⑧各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (5) 新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を使用した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切

り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行いません。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）3で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（取締役会非設置会社の場合は株主総会）による承認を要します。

⑧ 新株予約権の取得条項

以下に準じて決定します。

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得します。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。

a. 新株予約権者が本項に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合

b. 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

c. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が取締役会で承認された場合

⑨ 新株予約権の行使条件

（注）4に準じて決定します。

6. 2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

iii 第5回新株予約権（有償ストックオプション）

決議年月日	2021年11月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 31 社外協力者 15
新株予約権の数（個）※	18,500 (17,300) (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 18,500 (51,900) (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,500 (500) (注) 3、6
新株予約権の行使期間※	自 2023年1月1日 至 2029年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,529.00 (509.66) (注) 6 資本組入額 764.50 (254.83) (注) 6
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 新株予約権証券の発行時（2021年11月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を（ ）内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき29円で有償発行しております。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整を行うものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとします。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当又は併合、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は、当社が適当と認める本新株予約権1個当たりの目的となる株式の調整を行います。

3. (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、(注) 2の調整後の株式数の適用時期に準じるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が（i）時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当を含みます。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに併合、株式交換、及び会社分割に伴うものを除きます。）、又は（ii）時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味します。以下同様とします。）の発行又は処分（無償割当による場合を含みます。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、各用語の意義は、以下に定めるところによるものとします。

- ① 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。
- ② 「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除きます。）とします。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。但

し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含みます。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなします。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとします。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \\ \text{行使価額} \quad \text{行使価額} \end{array}$$

③ 上記算定については、下記の定めに従うものとします。

- a. 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとします（但し、当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とします。）。
- b. 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとします。
- c. 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとします。

(2) 上記(1) (ii) に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行います。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除きます。

(3) 当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行います。

(4) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われないものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権行使することができないものとします。但し、当社の発行済株式総数の過半数に相当する株式が、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含みます。）に対して譲渡される旨の合意が、当該株式の保有者と当該第三者との間で成立し、当社の取締役会によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合には、新株予約権者は上場前においても本新株予約権行使できるものとします。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権行使するまでの間において、次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権行使することができません。
 - ① 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、本新株予約権の発行日以降一度でも、1,499円（但し、（注）3に準じて適切に調整されるものとします。）を下回る価格となったとき
 - ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、本新株予約権の発行日以降一度でも、1,499円（但し、（注）3に準じて適切に調整されるものとします。）を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議のうえ本項への該当を判断するものとします。）
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について、（注）5⑧各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (5) 新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければ

ばならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行いません。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）3で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（取締役会非設置会社の場合は株主総会）による承認を要します。

⑧ 新株予約権の取得条項

以下に準じて決定します。

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得します。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。

a. 新株予約権者が本項に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合

b. 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

c. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が取締役会で承認された場合

⑨ 新株予約権の行使条件

（注）4に準じて決定します。

6. 2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

i 第1回新株予約権

決議年月日	2018年5月25日
新株予約権の数（個）※	5（注）1、4
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	B種優先株式 5,000（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	848（注）2、3
新株予約権の行使期間※	自 2018年5月25日 至 2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 848（注）3 資本組入額 424（注）3
新株予約権の行使の条件※	—
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日（2021年10月31日）における内容を記載しております。なお、本新株予約権は、2021年12月20日付でそのすべてについて権利行使されたため、提出日の前月末現在（2022年9月30日）における内容は記載しておりません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社のB種優先株式1,000株とします。但し、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとします。

(1) 当社が株式分割（当社B種優先株式の無償割当てを含みます。）又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は、当社が適当と認める本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行います。

2. 新株予約権の割当日後、当社が次の(1)または(2)を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は四捨五入します。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除きます。）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3) 当社が合併、会社分割、資本金の減少又は株式併合を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行います。

3. 2019年3月27日の取締役会決議により、同日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 本新株予約権は、2021年11月15日開催の取締役会において、株式会社日本政策金融公庫からニッセイ・キャピタル11号投資事業有限責任組合に譲渡することを承認しており、2021年12月20日付で譲渡され、同日付での権利行使によりすべて株式に転換されております。

ii 第3回新株予約権

決議年月日	2019年6月14日
新株予約権の数（個）※	9,920（注）1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	C種優先株式 9,920（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,008（注）2
新株予約権の行使期間※	自 2019年6月14日 至 2026年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,008 資本組入額 504
新株予約権の行使の条件※	—
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日（2021年10月31日）における内容を記載しております。なお、本新株予約権は2021年12月20日付でそのすべてについて権利行使されたため、提出日の前月末現在（2022年9月30日）における内容は記載しておりません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社のC種優先株式1株とします。但し、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあります、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとします。

(1) 当社が株式分割（当社C種優先株式の無償割当てを含みます。）又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は、当社が適当と認める本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行います。

2. 新株予約権の割当日後、当社が次の(1)または(2)を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は四捨五入します。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除きます。）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3) 当社が合併、会社分割、資本金の減少又は株式併合を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行います。

3. 本新株予約権は、2021年11月15日開催の取締役会において、株式会社日本政策金融公庫からニッセイ・キャピタル11号投資事業有限責任組合に譲渡することを承認しており、2021年12月20日付で譲渡され、同日付での権利行使によりすべて株式に転換されております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2017年1月24日 (注) 1	A種優先株式 67	普通株式 500 A種優先株式 67	14,740	19,740	14,740	17,240
2017年3月14日 (注) 2	A種優先株式 22	普通株式 500 A種優先株式 89	4,840	24,580	4,840	22,080
2018年1月23日 (注) 3	B種優先株式 89	普通株式 500 A種優先株式 89 B種優先株式 89	37,736	62,316	37,736	59,816
2018年5月15日 (注) 4	B種優先株式 36	普通株式 500 A種優先株式 89 B種優先株式 125	15,264	77,580	15,264	75,080
2019年3月27日 (注) 5	普通株式 499,500 A種優先株式 88,911 B種優先株式 124,875	普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 125,000	—	77,580	—	75,080
2019年4月25日 (注) 6	C種優先株式 220,000	普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 125,000 C種優先株式 220,000	110,880	188,460	110,880	185,960
2019年12月13日 (注) 7	C種優先株式 50,000	普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 125,000 C種優先株式 270,000	25,200	213,660	25,200	211,160
2020年5月29日 (注) 8	D種優先株式 106,620	普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 125,000 C種優先株式 270,000 D種優先株式 106,620	135,407	349,067	135,407	346,567

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2020年6月19日 (注) 9	D種優先株式 11,811	普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 125,000 C種優先株式 270,000 D種優先株式 118,431	14,999	364,067	14,999	361,567
2021年9月3日 (注) 10	-	普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 125,000 C種優先株式 270,000 D種優先株式 118,431	△354,067	10,000	△111,567	250,000
2021年11月30日 (注) 11	E種優先株式 36,000	普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 125,000 C種優先株式 270,000 D種優先株式 118,431 E種優先株式 36,000	54,000	64,000	54,000	304,000
2021年12月20日 (注) 12	B種優先株式 5,000 C種優先株式 9,920	普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 130,000 C種優先株式 279,920 D種優先株式 118,431 E種優先株式 36,000	7,119	71,119	7,119	311,119
2022年2月28日 (注) 13	F種優先株式 40,000	普通株式 500,000 A種優先株式 89,000 B種優先株式 130,000 C種優先株式 279,920 D種優先株式 118,431 E種優先株式 36,000 F種優先株式 40,000	100,000	171,119	100,000	411,119

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2022年7月21日 (注) 14	普通株式 693,351 A種優先株式 △89,000 B種優先株式 △130,000 C種優先株式 △279,920 D種優先株式 △118,431 E種優先株式 △36,000 F種優先株式 △40,000	普通株式 1,193,351	—	171,119	—	411,119
2022年7月30日 (注) 15	普通株式 2,386,702	普通株式 3,580,053	—	171,119	—	411,119

(注) 1. 有償第三者割当増資

割当先 大和スタートアップ支援投資事業有限責任組合
KVPシード・イノベーション1号投資事業有限責任組合
発行価格 440,000円
資本組入額 220,000円

2. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社セゾン・ベンチャーズ
発行価格 440,000円
資本組入額 220,000円

3. 有償第三者割当増資

割当先 KVPシード・イノベーション1号投資事業有限責任組合
ニッセイ・キャピタル8号投資事業有限責任組合
フリービットインベストメント株式会社
発行価格 848,000円
資本組入額 424,000円

4. 有償第三者割当増資

割当先 大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合
池田泉州キャピタルニュービジネスファンド5号投資事業有限責任組合
発行価格 848,000円
資本組入額 424,000円

5. 株式分割（1:1,000）によるものであります。

6. 有償第三者割当増資

割当先 KVPシード・イノベーション1号投資事業有限責任組合
大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合
ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合
発行価格 1,008円
資本組入額 504円

7. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社明光ネットワークジャパン
発行価格 1,008円
資本組入額 504円

8. 有償第三者割当増資

割当先 フリービットインベストメント株式会社
大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合
ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合
発行価格 2,540円
資本組入額 1,270円

9. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社マイナビ
発行価格 2,540円
資本組入額 1,270円

10. 資本金の減少は減資（減資割合97.3%）によるものであり、資本準備金の減少は欠損填補（減資割合30.9%）によるものであります。なお、その他資本剰余金465,634千円を処分し、欠損となっているその他利益剰余金へ振り替えたものであります。

11. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社マイナビ
発行価格 3,000円
資本組入額 1,500円

12. 新株予約権の行使（権利行使者1名）による増加であります。

13. 有償第三者割当増資

割当先 学校法人駿河台学園
株式会社こうゆう
発行価格 5,000円
資本組入額 2,500円

14. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

15. 株式分割（1：3）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2022年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	11	3	—	2	3	19	
所有株式数（単元）	—	—	14,546	6,448	—	2,409	12,395	35,798	
所有株式数の割合（%）	—	—	40.63	18.01	—	6.73	34.62	100	

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,579,800	35,798	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 253	—	—
発行済株式総数	3,580,053	—	—
総株主の議決権	—	35,798	—

(注) 1. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2022年7月29日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2022年7月29日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2022年7月29日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 89,000 B種優先株式 130,000 C種優先株式 279,920 D種優先株式 118,431 E種優先株式 36,000 F種優先株式 40,000	—

(注) 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2022年7月29日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 89,000 B種優先株式 130,000 C種優先株式 279,920 D種優先株式 118,431 E種優先株式 36,000 F種優先株式 40,000	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づき、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式のすべてを消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主利益が最大となるよう配当と、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応するための内部留保への最適な配分を行うことを基本方針としております。現在、当社は事業が成長過程にあると認識しており、事業の継続的な拡大発展を実現させるために当事業年度は配当を実施しておりません。

今後は、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題の一つとして認識し、将来的には中間配当又は期末配当による株主への利益還元を検討いたします。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、取締役会とする旨を定款に定めております。

なお、内部留保資金については、事業展開や経営体質強化などに有効活用する方針です。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼を得るために、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法上の機関として取締役会及び監査役会を設置しております。

当該機関設計を採用する理由としては、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るために、当社事業内容や内部情報に精通している業務執行取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成される取締役会、社外監査役を含む監査役会による経営監視体制による企業統治体制が適切と判断しているためであります。

(i) 会社の機関の基本説明

a 取締役会

取締役会は、代表取締役 1名と取締役 4名の計 5名(うち社外取締役 1名)で構成されております。原則毎月 1回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な経営及び執行判断を行うため、法令上の規定事項その他経営の重要事項について審議及び決定を行っております。

なお、取締役会は、代表取締役 栗原慎吾が議長を務め、取締役CTO 紹仁軍、取締役COO 林圭介、取締役 CFO 姚志鵬及び社外取締役 和田圭史の 5名で構成されております。

b 監査役会

監査役会は、常勤監査役 1名と非常勤監査役 2名の計 3名(うち社外監査役 3名)で構成されております。毎期監査計画を立案し、監査計画に基づく監査を行うとともに、原則毎月 1回監査役会を開催し、取締役会付議議案の内容や会社の運営状況等について意見交換を行っております。また、各監査役は原則として毎月 1回開催される取締役会に出席、常勤監査役においては経営会議等の重要会議にも出席しており、取締役の職務執行を全般にわたって監視しております。さらに、重要書類等の閲覧や役職員への質問を通して、日常業務において会社法等経営上遵守すべき法規が遵守されているかどうかの確認を実施しております。

なお、監査役会は、常勤監査役 野口由美子が議長を務め、非常勤監査役の伊藤雅浩及び永井文隆の 3名で構成されております。社外監査役 3名は、社外の独立した立場から経営に対する適正な監査を行っており、当社との人的関係、取引関係、その他利害関係はありません。

c 経営会議

経営会議は、「経営会議規程」に基づき、代表取締役 栗原慎吾が議長を務め、取締役CTO 紹仁軍、取締役 COO 林圭介、取締役 CFO 姚志鵬、常勤監査役 野口由美子、各部のグループ長及び議長が必要と認めた者が出席し、原則として毎月 2回開催し、業務執行方針の協議、業務執行状況の共有、月次報告及び取締役会決議事項を審議・協議するほか、必要と認められた事項について審議・協議しております。

d 内部監査

当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、「内部監査規程」に基づき、代表取締役の指名した内部監査担当者 2名により、業務の適正な運営、改善、能率の増進を図るとともに、財産を保全し不正過誤の予防に資することを目的として、内部監査を実施しております。なお、経営管理グループへの内部監査は、代表取締役が指名する経営管理グループ以外のものが実施しております。

e コンプライアンス・リスク管理委員会

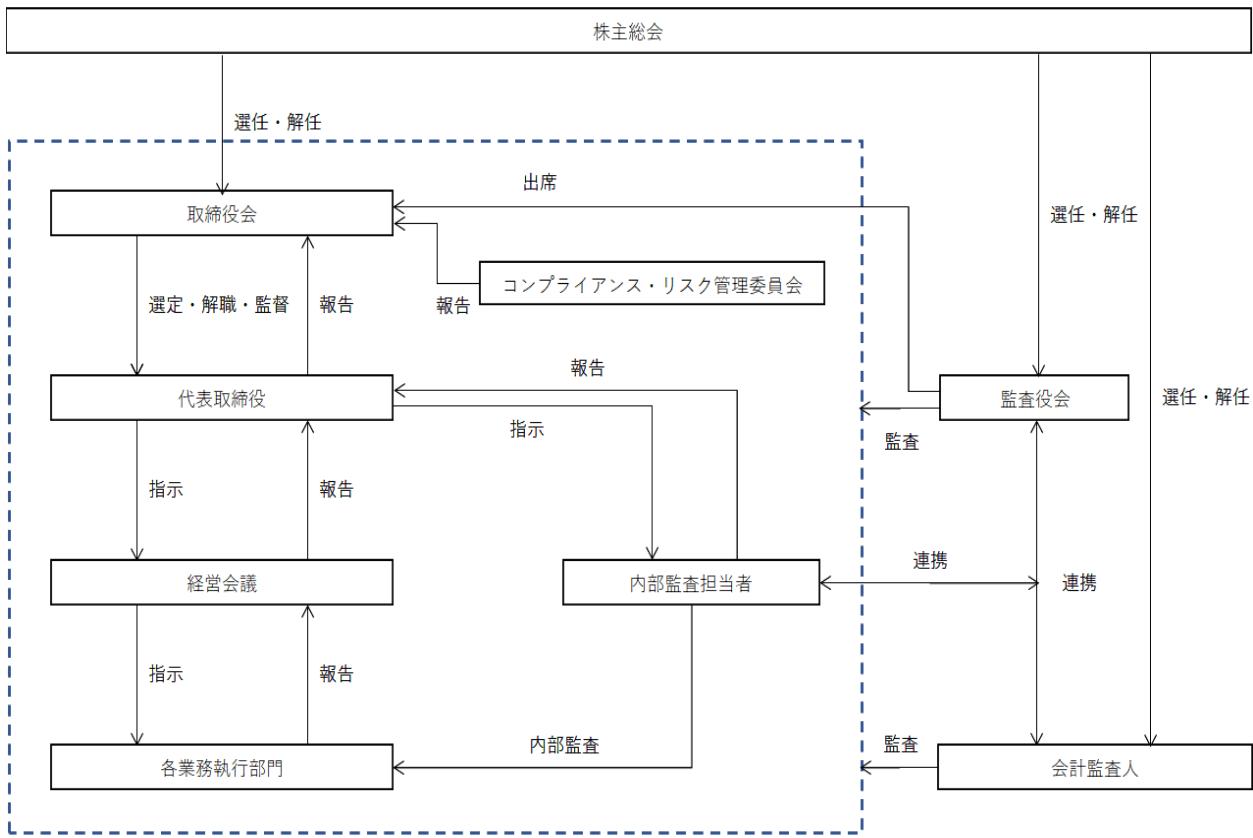
当社を取り巻くリスクを認識し、適切に対応するため、取締役 CFO 姚志鵬を委員長として、代表取締役 栗原慎吾、取締役CTO 紹仁軍、取締役COO 林圭介、常勤監査役 野口由美子、各部のグループ長から構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則として四半期ごとに 1回開催することとしております。コンプライアンス・リスク管理委員会では、当社のリスク管理に必要な情報の共有化を図り、コンプライアンスに係る取組みを推進する他、コンプライアンス違反の事例が生じた場合に迅速な対応、事実関係の調査、再発防止の立案等を行います。

f 会計監査人

当社は、PwC京都監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、当社と同監査法人及び業務執行社員との間には、公認会計士法の定めによる特別な利害関係はありません。

(ii) 当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、経営の健全性の確保と透明性を高めるため、以下の体制で組織を構築しております。



③ 企業統治に関するその他の事項

(i) 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めています。

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。
 - ・会社規程集を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態を確保する。
 - ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - ・内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - ・法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ・情報管理規程及び個人情報管理規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定・運用するとともに使用人等への教育を行う。
 - ・各業務執行取締役は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
 - ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、適切な体制を整備する。不測の事態発生時は迅速かつ適切な対応により、事業への影響を最小限に抑えるよう努める。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次の定時開催及び必要に応じて随時開催をする。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- ・取締役及びグループ長による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。

e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使人に関する事項、及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、経営管理グループに在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
- ・補助使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
- ・補助使用人の人事異動及び考課、ならびに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

f 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには速やかに監査役に報告する。
- ・監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ・監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めること及び必要な書類の閲覧を行うことができる。

g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、内部監査担当者、会計監査人との定期的な連絡会を設けるなど連携を深め、実効性のある監査を実施できる体制を確保する。
- ・監査役は、必要に応じて独自に弁護士又は公認会計士その他の専門家の助言を得て、法令遵守を徹底する。
- ・監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握するため、監査役会はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は重要な会議への監査役の出席を拒めないものとする。
- ・監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

h 反社会的勢力排除のための体制

- ・当社は、反社会的勢力排除規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、対応するものとする。
- ・当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
- ・反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応するものとする。

(ii) リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

a リスク管理体制の整備状況

当社は、業務上発生する様々なリスクを認識し、管理するために四半期ごとに取締役COO 姚志鵬を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を開催しております。また、不測の事態が発生した場合においても、当該コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に留めるとともに、再発防止策を策定し、各部署へ指示することとしております。なお、必要に応じ弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の社外の専門家から助言を受ける体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

b 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は、全ての顧客からお預かりした個人情報を保護することは社会的責務であると考えており、当社が信頼される企業であり続けられるよう、全ての役職員がこれを理解、徹底し、個人情報保護の実現を図るため継続的な努力をすることを基本方針としております。具体的には、「JISQ15001:2017 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」及び個人情報に関する法令、その他の規範に従い、「個人情報保護規程」を制定

しております。経営管理グループ 法務担当者を個人情報保護管理者に任命し、個人情報の利用目的を明確に定めるとともに、個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求めに応じる手続や個人情報の取扱いに関する問合せ窓口を設けております。

また、当社は、当社保有情報等の適切な活用・保全・運用に関し、役職員等が職務遂行上遵守すべき基本的事項を「情報管理規程」に定め、代表取締役 栗原慎吾を情報セキュリティ統括責任者、取締役CFO 姚志鵬を情報セキュリティ担当役員、取締役CTO 繆仁軍をシステム部門責任者、各部門のマネージャーを当該部門の情報セキュリティ責任者に定め、情報セキュリティ管理に努めております。

c 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とはいかなる名目の利益供与も行わず、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、当社の役員及び従業員が、反社会的勢力に関与し又は利益を供与することを防止するため、

「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。反社会的勢力に関する管理手続き及び反社会的勢力による不当要求への対応について、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定しております。

(iii) 取締役及び監査役の定数

当社の取締役の定数は7名以内、監査役の定数は5名以内とする旨を定款で定めております。

(iv) 取締役及び監査役の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う旨、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款に定めております。

(v) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(vi) 株主総会の特別決議事項要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項の定めによる決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(vii) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役全員が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(viii) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

(ix) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、機動的な資本政策を遂行できるようにすることを目的とし、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的とし、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	栗原 慎吾	1983年11月2日生	2007年4月 住友スリーエム株式会社(現スリーエム ジャパン株式会社)入社 2011年7月 株式会社ソウルドアウト入社 2012年6月 ST進学教室入社 2015年1月 当社 設立 代表取締役 就任(現任)	(注)3	1,176,000
取締役CTO	繆 仁軍	1986年3月25日生	2012年4月 株式会社夢テクノロジー入社 2013年1月 Wano株式会社入社 2014年2月 東木商事株式会社 設立 代表取締役就任 2014年11月 杭州秋樽网络科技 設立 2016年1月 Odigo Japan株式会社(現 Tokyo Creative株式会社)入社 2016年7月 WhatzMoney株式会社入社 2017年1月 当社入社 2017年7月 当社 取締役CTO 就任(現任)	(注)3	177,900
取締役COO	林 圭介	1983年7月5日生	2007年4月 DesignUnit-a入社 2009年4月 Khayashiデザイン事務所 設立 2011年9月 株式会社ガター入社 2013年10月 株式会社ウィルゲート入社 2018年4月 当社入社 2018年9月 当社 取締役COO 就任(現任)	(注)3	13,500
取締役CFO	姚 志鵬	1983年5月6日生	2008年4月 大和証券SMBC株式会社(現 大和証券株式会社)入社 2012年7月 A.T.カーニー株式会社入社 2016年4月 株式会社Welby入社 2017年6月 同社 執行役員管理部長 就任 2019年4月 同社 執行役員経営企画室長 就任 2020年7月 当社入社 2021年2月 当社 取締役CFO 就任(現任)	(注)3	63,000
取締役	和田 圭史	1983年3月13日生	2006年4月 株式会社みずほ銀行 入行 2010年1月 株式会社信誠法務会計(現 株式会社KTM PRESENCE)入社 2010年4月 合同会社ブロック 代表社員 就任 2012年1月 有限会社青山綜合会計事務所 入社 2013年2月 株式会社信誠法務会計(現 株式会社KTM PRESENCE)入社 2013年4月 同社 取締役 就任 2014年6月 株式会社信誠アセットマネジメント 取締役 就任 2017年11月 株式会社オープシステム 監査役 就任 2018年4月 株式会社エードット(現 株式会社Birdman)入社 2019年7月 株式会社エータイ 監査役 就任 2021年2月 当社 取締役 就任(現任) 2022年9月 株式会社エータイ 取締役 就任(現任)	(注)3	—
監査役	野口 由美子	1978年6月9日生	2002年10月 朝日監査法人(現 有限責任あづさ監査法人)入所 2006年2月 株式会社イージフ 取締役 就任 2006年5月 公認会計士登録 2020年8月 当社 監査役 就任(現任) 2021年9月 公益財団法人あすのば 理事 就任(現任) 2022年6月 ウエルビー株式会社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	伊藤 雅浩	1971年10月13日生	1996年5月 アンダーセンコンサルティング（現 アクセンチュア株式会社）入社 2000年10月 スカイライトコンサルティング株式会社 入社 2008年12月 弁護士登録 2009年1月 内田・鮫島法律事務所 入所 2010年12月 株式会社waja 監査役 就任 2011年9月 株式会社チームスピリット 監査役 就任 2012年3月 株式会社ウェブレッジ 監査役 就任 2014年6月 株式会社ソフィアホールディングス 監査役 就任 2015年6月 情報技術開発株式会社 監査役 就任（現任） 2017年9月 株式会社マツリカ 監査役 就任（現任） 2017年12月 シティライツ法律事務所 パートナー 就任（現任） 2020年7月 株式会社アンバランス 監査役 就任（現任） 2021年2月 株式会社StoreHero 監査役 就任（現任） 2021年2月 当社 監査役 就任（現任） 2021年4月 カラクリ株式会社 監査役 就任（現任） 2021年4月 株式会社マイベスト 監査役 就任（現任）	(注) 4	—
監査役	永井 文隆	1977年2月20日生	2005年12月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2010年7月 公認会計士登録 2011年9月 永井文隆公認会計士事務所 代表 就任（現任） 2011年10月 税理士登録 2013年1月 米国公認会計士登録 2015年6月 クルーズ株式会社 社外取締役 就任 2016年6月 クルーズ株式会社 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2018年6月 株式会社AURUM 代表取締役 就任（現任） 2021年2月 当社 監査役 就任（現任）	(注) 4	—
計					1,430,400

(注) 1. 取締役 和田圭史氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 野口由美子、伊藤雅浩及び永井文隆の3氏は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2022年7月29日開催の臨時株主総会の終結の時から、2022年10月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2022年7月29日開催の臨時株主総会の終結の時から、2025年10月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

② 社外役員の状況

(i) 社外取締役及び社外監査役の員数

当社は、社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しております。

(ii) 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役 和田圭史氏は、複数の事業会社での取締役・監査役経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって、当社の経営に対して適切な監督を行うとともに、監督機能の客觀性及び中立性を確保するために、当社の社外取締役に招聘したものです。なお、当社と同氏及び同氏の兼職先との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役 野口由美子氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見、並びに監査業務及びコンサルティング業務を通じて豊富な経験を有しており、女性ならではの視点を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、適切かつ適正な監査の実行を期待して招聘したものであります。なお、当

社と同氏及び同氏の兼職先との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役 伊藤雅浩氏は、プロジェクトマネージャとしてシステム開発業務に携わった後、弁護士として国内SaaS企業を含む多くの企業の法務支援を行うほか、事業会社の監査役経験も有しております、これらの豊富な経験と幅広く見識を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、適切かつ適正な監査の実行を期待して招聘したものであります。なお、当社と同氏及び同氏の兼職先との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役 永井文隆氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見、並びに監査業務及びコンサルティング業務を通じて豊富な経験を有するとともに、上場企業を含む複数のITサービス提供企業の社外取締役、監査役経験を有しております、これらの豊富な経験と幅広く見識を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、適切かつ適正な監査の実行を期待して招聘したものであります。なお、当社と同氏及び同氏の兼職先との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

(iii) 独立性に関する方針・基準の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性基準を参考に選任しております。加えて、取締役会の監督・監査機能の強化を目的に、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、企業経営に対し中立の立場から客観的な助言ができる人材を選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、必要に応じて会計監査人による監査公表、監査の実施経過について適宜報告を求める等を通じて連携を図っております。

内部監査は、監査の計画策定から実施、報告に至る過程において、監査役及び会計監査人と必要に応じて適宜協議する機会を持ち、重要な情報を得た場合又は情報の提供を求められた場合はこれを報告、提供しております。また、内部監査の結果、社内各部門に対して改善事項を指摘する場合においても、必要な都度監査役及び会計監査人の意見を求める等、監査役会及び会計監査人との連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

(i) 組織・人員及び手続

当社の監査役は3名でその3名全て社外監査役であり、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されています。監査役会は原則月1回開催され、監査結果の共有を行い、監査の有効性・効率性を確保しながら監査役間で意見交換を行っています。監査役会の議長は常勤監査役が務めています。

常勤監査役 野口由美子氏及び監査役 永井文隆氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相程度の知見を有しております。また、監査役 伊藤雅浩氏は、弁護士の資格を有し、国内SaaS企業を含む多くの企業法務に関する高度な知見を有しております。

(ii) 監査役会の活動状況

監査役会は、2021年2月に設置してから毎月1回開催される他、必要に応じて随時開催されます。監査役会の事務局は経営管理グループが務め各監査役の日程を確認して調整を行っています。当事業年度は合計9回開催し、1回あたりの所要時間は約30分でした。2021年10月期事業年度における各監査役の取締役会・監査役会への出席状況は以下のとおりです。

役職	氏名	取締役会		監査役会	
		開催回数	出席状況	開催回数	出席状況
常勤監査役	野口 由美子	13回	13回 (100%)	9回	9回 (100%)
非常勤監査役	伊藤 雅浩	9回	9回 (100%)	9回	9回 (100%)
非常勤監査役	永井 文隆	9回	9回 (100%)	9回	9回 (100%)

(iii) 監査役会における主な検討事項

監査役会における主な検討事項は、監査方針・監査計画・監査報告の作成、会計監査人の選解任、会計監査人の報酬に関する同意、会計監査人の監査の方法および結果の相当性、内部統制システムの整備・運用状況等であります。

(iv) 監査役の主な活動

監査役は取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行う他、主に常勤監査役が、経営会議、コンプライアンス・リスク委員会等の社内の重要会議・委員会に出席しています。監査役と代表取締役及び各取締役との会談を適宜開催し、監査報告や監査所見に基づく提言を行っています。また、常勤監査役が中心に各部門の実査、従業員からの報告聴取、重要資料の閲覧等を行い各部門の業務の執行状況の監査を行っています。社外監査役の活動は、期末監査で制定の監査調書に基づき特定事項の業務監査実施などであり、取締役会と監査役会には毎回出席し、長年の経営に携わった経験に基づき、取締役の経営判断等に関し意見を表明しております。

監査役会は最近事業年度（2021年2月の設置から2021年10月まで）において、主にa. 監査役会の意見形成と表明、b. 監査法人及び内部監査担当との連携から三様監査の体制整備、c. 情報システムの管理状況の監査を重点監査項目として取組みました。

a. 監査役会の意見形成と表明

取締役会審議案件に関する情報を適時に共有し事前に検討し意見形成を行う等、監査役の間で情報共有を円滑に行い、意見交換を行うことで監査役監査の実効性向上に努めました。

b. 監査法人及び内部監査担当との連携から三様監査の体制整備

監査役は、監査計画段階から各監査計画の報告を受け、実施状況については適宜意見交換を行い、監査結果の共有を行う等、円滑な監査の実施を進めました。また、三様監査会を定期的に開催し、三者間で報告、意見交換を行うことで相互補完関係を強化いたしました。

c. 情報システムの管理状況の監査

内部統制システムに係る監査や会計監査でのIT監査等との連携等を通じて情報システムのセキュリティ管理について、その取り組み状況を監査してまいりました。

2022年10月期の事業年度においては、主にa. 情報システムの管理状況の監査、b. 個人情報保護法に基づく情報管理状況の監査、c. インサイダー取引規制に係る内部情報管理状況の監査を重点監査項目として取り組み、また株主総会に議案請求を行う決議をしました。

a. 情報システムの管理状況の監査

内部統制システムに係る監査や監査法人によるIT監査との連携等を通して、情報システムのセキュリティ管理についてその取り組み状況を重点的に監視します。

b. 個人情報保護法に基づく情報管理状況の監査

内部監査との連携や各グループからの報告聴取を通じて個人情報の管理状況を重点的に監視します。

c. インサイダー取引規制に係る内部情報管理状況の監査

株式公開を見据え、インサイダー取引規制対応に必要な情報管理体制の構築、運用状況を重点的に監視します。

② 内部監査の状況

(i) 組織・人員及び手続

当社における内部監査は、当社は会社組織が比較的小さく、人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保した上で、担当、責任者は他部署との兼務となっております。具体的には、代表取締役が任命した経営管理グループの従業員と、取締役COO 林圭介の2名により、自己監査とならないような監査体制としております。内部監査担当者は、代表取締役の確認を受けた監査結果及び改善事項を被監査部門に通知し、改善状況の確認を行っており、監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。

(ii) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

a. 内部監査と監査役監査の連携状況

内部監査担当者は監査計画段階で監査役監査計画との調整を行い、内部監査の実査には常勤監査役が同席、監査実施後には意見交換を行い、内部監査報告書等を共有するなど等、年間を通じて連携を図っています。

b. 内部監査と会計監査の連携状況

内部監査担当者は三様監査会での報告、意見交換に加えて、必要に応じて隨時に打合せ、意見交換を実施しています。

c. 監査役監査と会計監査の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査計画の報告を受け、日常的にも監査役と会計監査人が意思疎通を行って、信頼関係を構築しています。また、三様監査会を年2回開催（2022年10月期より年4回開催予定）し、定期的に各監査活動の報告、意見交換を行うことで、監査の実効性を強化しています。

③ 会計監査の状況

(i) 監査法人の名称

PwC京都監査法人

(ii) 継続監査期間

2年

(iii) 業務を執行した公認会計士

指定社員業務執行社員 斎藤 勝彦

指定社員業務執行社員 山本 剛

(iv) 業務を執行した監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他11名であります。

(v) 監査法人の選定方針と理由

当社は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、各項目の基準を充足し、監査役及び経営者との有効なコミュニケーションがより図れる監査法人を選定する方針としています。PwC京都監査法人は、品質管理、監査チームの独立性、監査報酬、経営者、監査役とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等会計監査人選任基準各項目を十分に満たし、当社の任意監査人としての実績もあり、今後も有効なコミュニケーションが期待できると総合的に判断しています。

なお、この方針に基づき、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(vi) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、経営管理グループに会計監査人の監査業務の遂行状況について確認するほか、監査役会として直接、監査業務について報告を受け、監査法人に対して評価を行っております。監査役会は会計監査人であるPwC京都監査法人の監査品質を確認し監査業務の適切性及び妥当性を評価し、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても問題がない事を確認しております。

④ 監査報酬の内容等

(i) 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
9,000	1,500	12,000	—

(注) 最近事業年度の前事業年度の当社における非監査業務の内容は、株式公開を前提とした予備調査業務であります。

(ii) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（上記(i)を除く）

該当事項はありません。

(iii) その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(iv) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査証明業務に係る人員、監査日数等を勘案のうえ、監査公認会計士等との協議を経て報酬額を決定しております。

(v) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬額の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。当社の役員の報酬については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し決定しており、その内容は以下のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立した社外取締役及び社外監査役に原案を諮問し答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(i) 基本方針

株主総会が決定する取締役及び監査役ごとの総額の限度内で、取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

(ii) 報酬決定の方針

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬およびストック・オプションにより構成し、その支給割合方針は、基本報酬90%、短期業績連動報酬10%を目安としており、社外取締役については、独立性の観点からその職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。監査役報酬については、業務執行から独立した立場であることから基本報酬のみとしています。

(iii) 基本報酬（固定）

業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して、取締役会で決定するものとします。

(iv) 短期業績連動報酬（賞与）

業務執行取締役の短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当期純利益の達成状況を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度に応じて算出された額を基本報酬に上乗せして支給することができるものとし、その目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じ取締役会において見直しを行うものとします。

(v) 非金銭報酬等

業務執行取締役の非金銭報酬等は、中長期の業績及び企業価値との連動性を高めることを目的としたストック・オプションとし、当社の経営状況及び経営環境を考慮し、必要に応じて、都度支給します。新株予約権の発行数は、希薄化等の影響を考慮し、適切な上限を設けて実施します。新株予約権の割当条件、行使条件、その他の条件は、取締役に対して、企業価値向上のための適切なインセンティブとして機能するよう設計します。

(vi) 報酬決定の手続き

取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立した社外取締役及び社外監査役に原案を諮問し答申を得て、取締役会において審議し決定しております。監査役の報酬は監査役の協議により決定しています。

当社の役員報酬の限度額について、取締役報酬は、2022年1月28日開催の定時株主総会において年額130百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）に、監査役報酬は年額30百万円以内と決議されております。

なお、当事業年度における各取締役の報酬等の額につきましては、2021年1月27日開催の取締役会において、各取締役の個別報酬額の決定につき代表取締役 栗原慎吾に一任する旨の決議をしております。当社の業績等を基礎としつつ、各取締役の日常的な職務執行の状況を勘案して決定するにあたっては代表取締役が決定することが適切であると判断したためであります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	41,595	41,595	—	—	—	4
社外取締役	900	900	—	—	—	1
社外監査役	7,800	7,800	—	—	—	3

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額等が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式投資及び純投資目的以外の目的の株式投資の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的の株式を投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の投資株式と区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（2019年11月1日から2020年10月31日まで）及び当事業年度（2020年11月1日から2021年10月31日まで）の財務諸表について、PwC京都監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間（2022年5月1日から2022年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年11月1日から2022年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修への参加及び財務・会計の専門書の購読により専門的情情報を積極的に収集することに努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年10月31日)	当事業年度 (2021年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	324,079	213,644
売掛金	35,877	53,718
前払費用	24,764	24,580
その他	18,954	7,472
流動資産合計	403,676	299,415
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,152	14,152
減価償却累計額	△1,304	△2,508
建物（純額）	12,848	11,644
工具、器具及び備品	9,793	10,878
減価償却累計額	△5,011	△6,932
工具、器具及び備品（純額）	4,782	3,946
有形固定資産合計	17,630	15,590
無形固定資産		
ソフトウエア	496	172
無形固定資産合計	496	172
投資その他の資産		
敷金	12,291	10,084
差入保証金	—	20,000
その他	21	1,451
投資その他の資産合計	12,313	31,536
固定資産合計	30,440	47,299
資産合計	434,117	346,715

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年10月31日)	当事業年度 (2021年10月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1,848	13,038
未払金	26,184	27,230
未払費用	26,934	32,465
未払法人税等	2,831	530
未払消費税等	1,356	18,627
預り金	9,665	12,113
その他	660	2,133
流動負債合計	69,480	106,138
固定負債		
長期借入金	103,630	163,928
繰延税金負債	—	583
固定負債合計	103,630	164,511
負債合計	173,110	270,650
純資産の部		
株主資本		
資本金	364,067	10,000
資本剰余金		
資本準備金	361,567	250,000
資本剰余金合計	361,567	250,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	△465,844	△185,124
繰越利益剰余金		
利益剰余金合計	△465,844	△185,124
株主資本合計	259,790	74,875
新株予約権	1,216	1,189
純資産合計	261,007	76,065
負債純資産合計	434,117	346,715

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2022年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	486,122
売掛金	71,231
前払費用	27,688
その他	2,025
流動資産合計	<u>587,067</u>
固定資産	
有形固定資産	14,850
無形固定資産	43
投資その他の資産	34,326
固定資産合計	<u>49,220</u>
資産合計	<u>636,288</u>
負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	12,768
未払金	25,147
未払費用	34,752
未払法人税等	13,462
未払消費税等	20,955
預り金	12,593
その他	481
流動負債合計	<u>120,159</u>
固定負債	
長期借入金	<u>154,352</u>
固定負債合計	<u>154,352</u>
負債合計	<u>274,511</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	171,119
資本剰余金	
資本準備金	411,119
資本剰余金合計	<u>411,119</u>
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	<u>△222,039</u>
利益剰余金合計	<u>△222,039</u>
株主資本合計	<u>360,200</u>
新株予約権	<u>1,576</u>
純資産合計	<u>361,776</u>
負債純資産合計	<u>636,288</u>

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)
売上高	262,362	442,880
売上原価	85,825	141,153
売上総利益	176,536	301,727
販売費及び一般管理費	※1 369,397	※1 482,236
営業損失（△）	△192,860	△180,509
営業外収益		
受取利息	2	2
助成金収入	—	406
その他	163	1
営業外収益合計	166	409
営業外費用		
支払利息	972	1,257
株式交付費	1,086	—
営業外費用合計	2,058	1,257
経常損失（△）	△194,752	△181,357
特別利益		
新株予約権戻入益	—	27
特別利益合計	—	27
特別損失		
固定資産除却損	※2 486	—
情報セキュリティ対策費	—	※3 2,471
特別損失合計	486	2,471
税引前当期純損失（△）	△195,239	△183,801
法人税、住民税及び事業税	290	529
法人税等調整額	—	583
法人税等合計	290	1,113
当期純損失（△）	△195,529	△184,914

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年11月 1 日 至 2020年10月31日)		当事業年度 (自 2020年11月 1 日 至 2021年10月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		59,468	69.3	76,631	54.3
II 経費	※	26,357	30.7	64,521	45.7
売上原価		85,825	100.0	141,153	100.0

(注)※主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託費	12,111	38,979
支払手数料	12,128	24,044

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

当第3四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年7月31日)	
売上高	479,877
売上原価	136,797
売上総利益	343,079
販売費及び一般管理費	369,487
営業損失(△)	△26,408
営業外収益	
受取利息	1
還付加算金	12
営業外収益合計	13
営業外費用	
支払利息	1,052
株式交付費	1,364
営業外費用合計	2,417
経常損失(△)	△28,811
特別利益	
新株予約権戻入益	129
特別利益合計	129
特別損失	
情報セキュリティ対策費	※720
特別損失合計	720
税引前四半期純損失(△)	△29,402
法人税、住民税及び事業税	8,096
法人税等調整額	△583
法人税等合計	7,512
四半期純損失(△)	△36,915

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	新株予約権	純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金								
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	繰越利益剰余金						
当期首残高	188,460	185,960	185,960	△270,314	△270,314	104,105	172	104,277			
当期変動額											
新株の発行	175,607	175,607	175,607	—	—	351,214	—	351,214			
当期純損失（△）	—	—	—	△195,529	△195,529	△195,529	—	△195,529			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	1,044	1,044			
当期変動額合計	175,607	175,607	175,607	△195,529	△195,529	155,685	1,044	156,729			
当期末残高	364,067	361,567	361,567	△465,844	△465,844	259,790	1,216	261,007			

当事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	新株予約権	純資産合計			
	資本剰余金			利益剰余金							
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	364,067	361,567	—	361,567	△465,844	△465,844	259,790	1,216	261,007		
当期変動額											
減資	△354,067	△111,567	465,634	354,067	—	—	—	—	—		
欠損填補	—	—	△465,634	△465,634	465,634	465,634	—	—	—		
当期純損失（△）	—	—	—	—	△184,914	△184,914	△184,914	—	△184,914		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	△27	△27	△27		
当期変動額合計	△354,067	△111,567	—	△111,567	280,719	280,719	△184,914	△27	△184,941		
当期末残高	10,000	250,000	—	250,000	△185,124	△185,124	74,875	1,189	76,065		

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△195,239	△183,801
減価償却費	7,757	5,656
固定資産除却損	486	—
受取利息	△2	△2
助成金収入	—	△406
支払利息	972	1,257
売上債権の増減額（△は増加）	△35,411	△4,454
前払費用の増減額（△は増加）	△9,098	445
未払金の増減額（△は減少）	△13,012	1,046
未払費用の増減額（△は減少）	16,347	5,463
前受金の増減額（△は減少）	△45	1,650
預り金の増減額（△は減少）	6,230	2,447
未払消費税等の増減額（△は減少）	△4,161	17,271
その他	1,866	△4,650
小計	△223,310	△158,075
利息及び配当金の受取額	2	2
助成金の受取額	—	406
利息の支払額	△977	△744
法人税等の支払額	△290	△290
法人税等の還付額	—	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	△224,576	△158,701
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,315	△1,085
敷金及び保証金の差入による支出	—	△20,000
敷金及び保証金の返還収入	4,939	—
長期前払費用の取得による支出	—	△2,137
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,624	△23,222
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	80,000
長期借入金の返済による支出	△1,848	△8,512
株式の発行による収入	351,214	—
新株予約権の発行による収入	1,044	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	350,411	71,488
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	128,458	△110,435
現金及び現金同等物の期首残高	195,620	324,079
現金及び現金同等物の期末残高	※ 324,079	※ 213,644

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2019年11月 1 日 至 2020年10月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年11月 1 日 至 2021年10月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度に計上した金額

繰延税金資産 一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき、将来の課税所得の見積りからその回収可能性が見込めないと考えられる場合には、評価性引当額の計上により繰延税金資産の金額を減額しております。

将来の課税所得の見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎として算定しておりますが、当該事業計画は、将来の利用生徒ID数や解約件数、契約当たりの売上金額等に一定の仮定を用いて策定しております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、一定期間続くものとして、会計上の見積りを行っておりますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の財務諸表において重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度末における繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳と評価性引当額については、（税効果会計関係）における注記のとおりであります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2019年11月 1 日 至 2020年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年11月 1 日 至 2021年10月31日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2019年11月 1 日 至 2020年10月31日）

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年10月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示について、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対する他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年10月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、軽微であります。

当事業年度（自 2020年11月 1 日 至 2021年10月31日）

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年10月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示について、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対する他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年10月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、軽微であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動の縮小及びこれに伴う経済環境の悪化が発生しておりますが、当社においても新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業活動の停滞、顧客側の意思決定の遅滞などにより、営業上見込んでいた案件の見直しや商談の遅滞などの影響がありました。現時点においては新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高く正確に見積もるのは困難であり、感染拡大の収束が遅れた場合には、当社の将来における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当期の業績については、足元の受注状況あるいはその他関連データを参考にしたうえでその影響を想定しておりますが、緊急事態宣言解除以後、事業上の制約は徐々に緩和され、社会経済活動は徐々に回復し当事業年度末までに当社の事業環境も緩やかに回復していくと仮定しております。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度52.9%、当事業年度55.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47.1%、当事業年度44.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年11月 1日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月 1日 至 2021年10月31日)
役員報酬	33,900千円	50,295千円
従業員給料及び手当	128,037	236,058
業務委託費	58,045	65,451
広告宣伝費	57,839	58,566
支払手数料	17,272	28,060
減価償却費	6,785	5,332

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年11月 1日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月 1日 至 2021年10月31日)
工具、器具及び備品	486千円	一千円
計	486	—

※3 情報セキュリティ対策費の内容は、次のとおりであります。

前事業年度(自 2019年11月 1日 至 2020年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年11月 1日 至 2021年10月31日)

当社が運営する教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム「Comiru」において、システム不具合が生じたことにより各種調査費用、顧客対応等に必要となる費用等であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	500,000	—	—	500,000
A種優先株式	89,000	—	—	89,000
B種優先株式	125,000	—	—	125,000
C種優先株式（注）	220,000	50,000	—	270,000
D種優先株式（注）	—	118,431	—	118,431
合計	934,000	168,431	—	1,102,431

（注）C種優先株式の株式数の増加50,000株及びD種優先株式の株式数の増加118,431株は、いずれも第三者割当増資に伴う新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	1,216
合計			—	—	—	—	1,216

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	500,000	—	—	500,000
A種優先株式	89,000	—	—	89,000
B種優先株式	125,000	—	—	125,000
C種優先株式	270,000	—	—	270,000
D種優先株式	118,431	—	—	118,431
合計	1,102,431	—	—	1,102,431

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	1,189
合計			—	—	—	—	1,189

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前事業年度 (自 2019年11月 1 日 至 2020年10月 31日)	当事業年度 (自 2020年11月 1 日 至 2021年10月 31日)
現金及び預金	324,079千円	213,644千円
現金及び現金同等物	324,079	213,644

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は、本社ビルの賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である未払金、預り金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日となっております。また、未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

差入保証金は、仕入先に対する営業保証金であり、仕入先の信用リスクに晒されておりますが、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

長期借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、支払金利の流動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（2020年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	324,079	324,079	—
(2) 売掛金	35,877	35,877	—
(3) 敷金	12,291	12,193	△97
資産計	372,248	372,150	△97
(1) 未払金	26,184	26,184	—
(2) 預り金	9,665	9,665	—
(3) 未払法人税等	2,831	2,831	—
(4) 未払消費税等	1,356	1,356	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	105,478	103,957	△1,520
負債計	145,515	143,995	△1,520

当事業年度（2021年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	213,644	213,644	—
(2) 売掛金	53,718	53,718	—
(3) 敷金	10,084	9,860	△224
資産計	277,447	277,223	△224
(1) 未払金	27,230	27,230	—
(2) 預り金	12,113	12,113	—
(3) 未払法人税等	530	530	—
(4) 未払消費税等	18,627	18,627	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	176,966	183,778	6,812
負債計	235,467	242,280	6,812

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価については、回収見込み額を残存契約期間に対応する国債等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金、(2) 預り金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年10月31日)	当事業年度 (2021年10月31日)
差入保証金	—	20,000

差入保証金については、仕入先に対する保証金であり、返済期間を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	324,079	—	—	—
売掛金	35,877	—	—	—
敷金	—	—	—	12,291
合計	359,956	—	—	12,291

当事業年度（2021年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	213,644	—	—	—
売掛金	53,718	—	—	—
敷金	—	—	—	10,084
合計	267,363	—	—	10,084

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,848	1,614	1,344	672	50,000	50,000
合計	1,848	1,614	1,344	672	50,000	50,000

当事業年度（2021年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	13,038	12,768	12,096	61,424	61,424	16,216
合計	13,038	12,768	12,096	61,424	61,424	16,216

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 従業員 12名	従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 171,360株	普通株式 111,900株
付与日	2019年3月27日	2020年9月30日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年3月28日 至 2028年12月31日	自 2023年1月1日 至 2029年12月31日

(注) 1. 2022年7月30日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	155,295	—
付与	—	111,900
失効	5,355	—
権利確定	—	—
未確定残	149,940	111,900
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2022年7月30日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	283	452
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2022年7月30日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。

なお、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算出した価格を基礎として決定する方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	25,289千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 従業員 12名	従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 171,360株	普通株式 111,900株
付与日	2019年3月27日	2020年9月30日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年3月28日 至 2028年12月31日	自 2023年1月1日 至 2029年12月31日

(注) 1. 2022年7月30日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	149,940	111,900
付与	—	—
失効	3,213	—
権利確定	—	—
未確定残	146,727	111,900
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2022年7月30日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	283	452
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2022年7月30日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。

なお、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算出した価格を基礎として決定する方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	37,334千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年10月31日)	当事業年度 (2021年10月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注)2	99,469千円	133,823千円
未払事業税	778	—
未払金	1,377	459
減価償却超過額	2,151	2,778
その他	33	125
繰延税金資産小計	103,810	137,187
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	△99,469	△133,823
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,341	△3,363
評価性引当額小計 (注)1	△103,810	△137,187
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
未収還付法人税等	—	△583
繰延税金負債合計	—	△583

(注) 1. 評価性引当額が33,376千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に34,354千円認識したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	301	1,777	97,389	99,469
評価性引当額	—	—	—	△301	△1,777	△97,389	△99,469
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2021年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	301	1,777	8,940	122,803	133,823
評価性引当額	—	—	△301	△1,777	△8,940	△122,803	△133,823
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度および当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年11月 1 日 至 2020年10月31日）

当社の事業セグメントは、教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年11月 1 日 至 2021年10月31日）

当社の事業セグメントは、教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年11月 1 日 至 2020年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社秀英予備校	29,424	教育事業者等向けSaaS型業務管理 プラットフォーム事業

当事業年度（自 2020年11月 1 日 至 2021年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高が10%を超える単一の相手先がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年11月 1 日 至 2020年10月31日）

関連当事者との取引

1. 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	大和ベンチャーズ1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区	5,100	投資事業組合	(被所有)直接 13.6	第三者割当増資の引受	第三者割当増資(注2)	50,800	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 第三者割当増資を1株につき2,540円で引き受けたものであります。第三者割当増資の発行条件は、外部の第三者が算定した株価算定を勘案して合理的に決定しております。
 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 新株発行の発行価格は他の出資者と同額であります。

2. 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	栗原慎吾	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接 35.6	債務被保証	当社借入に対する債務被保証(注1)	5,478	—	—
						債務被保証	賃貸借取引に対する債務被保証(注2)	18,244	—	—
役員	林圭介	—	—	当社取締役	—	債務被保証	賃貸借取引に対する債務被保証(注2)	17,326	—	—

(注) 1. 当社は、銀行借入に対して代表取締役 栗原慎吾より債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
 2. 本社建物の賃貸借契約に基づく賃借料の支払について、代表取締役 栗原慎吾及び取締役 林圭介より債務保証を受けております。取引金額については、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2020年11月 1 日 至 2021年10月31日）

関連当事者との取引

1. 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

該当事項はありません。

2. 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	栗原慎吾	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接 35.6	債務被保証	当社借入に対する債務被保証(注1)	76,966	—	—
						債務被保証	賃貸借取引に対する債務被保証(注2)	12,995	—	—
役員	林圭介	—	—	当社取締役	(被所有)直接 0.4	債務被保証	賃貸借取引に対する債務被保証(注2)	12,995	—	—

(注) 1. 当社は、銀行借入に対して代表取締役 栗原慎吾より債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
 2. 本社建物の賃貸借契約に基づく賃借料の支払について、代表取締役 栗原慎吾及び取締役 林圭介より債務保証を受けております。取引金額については、2020年11月1日から2021年7月31日までに支払った賃借料（消費税等抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、当該債務被保証については、2021年7月31日で全て解消しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年11月 1 日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月 1 日 至 2021年10月31日)
1 株当たり純資産額	△138.59円	△194.50円
1 株当たり当期純損失 (△)	△63.40円	△55.91円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、また、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2022年 7 月 30 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1 株当たり当期純損失 (△) の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年11月 1 日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月 1 日 至 2021年10月31日)
当期純損失 (△) (千円)	△195,529	△184,914
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失 (△) (千円)	△195,529	△184,914
期中平均株式数 (株)	3,084,189	3,307,293
(うち普通株式 (株))	(1,500,000)	(1,500,000)
(うちA種優先株式 (株))	(267,000)	(267,000)
(うちB種優先株式 (株))	(375,000)	(375,000)
(うちC種優先株式 (株))	(792,786)	(810,000)
(うちD種優先株式 (株))	(149,403)	(355,293)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 4 種類(新株予約権の数101,129個) なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権 4 種類(新株予約 権の数101,129個) なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとおり であります。

(注) A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式及びD 種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年10月31日)	当事業年度 (2021年10月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	261,007	76,065
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	719,351	719,324
(うち新株予約権 (千円))	(1,216)	(1,189)
(うちA種優先株式 (千円))	(39,160)	(39,160)
(うちB種優先株式 (千円))	(106,000)	(106,000)
(うちC種優先株式 (千円))	(272,160)	(272,160)
(うちD種優先株式 (千円))	(300,814)	(300,814)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	△458,344	△643,258
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	3,307,293	3,307,293

5. 2022年 7 月 21 日付で、A 種優先株主、B 種優先株主、C 種優先株主、D 種優先株主、E 種優先株主及びF 種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式 1 株につき普通株式 1 株を交付しております。また、当社が取得したA 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及びF 種優先株式について、2022年 7 月 21 日開催の取締役会決議により、2022年 7 月 21 日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2019年11月 1 日 至 2020年10月 31 日）

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2021年 7 月 15 日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2021年 7 月 30 日開催の臨時株主総会に付議することを決議し、同臨時株主総会で承認可決され、2021 年 9 月 3 日にその効力が発生しております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務基盤の強化を実現できる体制にするとともに、今後の資金の有効活用と資本政策の機動性を促進することを目的とするものであります。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

資本金の額364,067,370円のうち、354,067,370円を減少し、10,000,000円といたしました。

② 減少する資本準備金の額

資本準備金の額361,567,370円のうち、111,567,370円を減少し、250,000,000円といたしました。

③ 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、「資本金」及び「資本準備金」の額のみを減少し、その全額を「その他資本剰余金」に振り替えました。

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の効力が生じた後のその他資本剰余金465,634,740円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたしました。

① 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 465,634,740円

② 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 465,634,740円

2. 第三者割当による E 種優先株式の発行

当社は、2021年11月15日開催の取締役会において、第三者割当の方法により E 種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を発行することを決議し、2021年11月25日開催の臨時株主総会において、以下のとおり、第三者割当による本優先株式の発行に必要な定款変更議案及び本優先株式の発行等に係る議案が承認されました。

当社の財務状態等を勘案し、財務体質の強化を図ることが中長期的な企業価値の向上のためには必須と判断し、資本性の資金を調達することといたしました。

(本第三者割当増資の概要)

払込日 : 2021年11月30日

発行新株式数 : E 種優先株式 36,000株

発行価額 : 1 株につき 3,000円

調達資金の額 : 108,000,000円

資本組入額 : 54,000,000円

優先配当 : 該当事項はありません。

募集又は割当方法 : 第三者割当により、以下のとおり割り当てます。

株式会社マイナビ 36,000株

取得条項及び取得請求権 : 本優先株主との取り決めにより、原則として、金銭を対価とする取得請求を本優先株主は行うことができませんが、一定条件下では取得請求が可能になる他、一定事由のもとでは当社の普通株式を対価とする転換請求権を本優先株主は行使することができます。

3. 当社従業員及び社外協力者に対するストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、2021年11月25日開催の臨時株主総会に基づき、当社従業員及び社外協力者に対して新株予約権を発行することを決議し、2021年11月26日開催の取締役会において、2021年11月30日を当該新株予約権の割当日として発行することを決議しました。

なお、詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

4. 新株予約権の行使

当事業年度終了後、当社の第1回新株予約権及び第3回新株予約権について、新株予約権の行使が行われております。なお、2021年12月20日をもって、第1回新株予約権及び第3回新株予約権のすべての権利行使が完了しております。当該新株予約権の行使の概要は以下のとおりあります。

(1) 行使された新株予約権個数	第1回新株予約権	5個
	第3回新株予約権	9,920個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	B種優先株式	5,000株
	C種優先株式	9,920株
(3) 資本金増加額		7,119千円
(4) 資本準備金増加額		7,119千円

5. 第三者割当によるF種優先株式の発行

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、第三者割当の方法によりF種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を発行することを決議し、2022年2月22日開催の臨時株主総会において、以下のとおり、第三者割当による本優先株式の発行に必要な定款変更議案及び本優先株式の発行等に係る議案が承認されました。

当社の財務状態等を勘案し、財務体質の強化を図ることが中長期的な企業価値の向上のためには必須と判断し、資本性の資金を調達することといたしました。

（本第三者割当増資の概要）

払込日	：2022年2月28日
発行新株式数	：F種優先株式 40,000株
発行価額	：1株につき 5,000円
調達資金の額	：200,000,000円
資本組入額	：100,000,000円
優先配当	：該当事項はありません。
募集又は割当方法	：第三者割当により、以下のとおり割り当てます。 学校法人駿河台学園 20,000株 株式会社こうゆう 20,000株

取得条項及び取得請求権：本優先株主との取り決めにより、原則として、金銭を対価とする取得請求を本優先株主は行うことができませんが、一定条件下では取得請求が可能になる他、一定事由のもとでは当社の普通株式を対価とする転換請求権を本優先株主は行使することができます。

6. 優先株式の取得及び消却

2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(1) 取得及び消却した株式数	A種優先株式	89,000株
	B種優先株式	130,000株
	C種優先株式	279,920株
	D種優先株式	118,431株
	E種優先株式	36,000株
	F種優先株式	40,000株
(2) 交換により交付した普通株式数		693,351株
(3) 交換後の発行済普通株式数		1,193,351株

7. 単元株制度の採用

当社は、2022年7月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

8. 株式分割

当社は、2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり、株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2022年7月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,193,351株
株式分割により増加する株式数	2,386,702株
株式分割後の発行済株式総数	3,580,053株
株式分割後の発行可能株式総数	13,500,000株

③ 株式分割の効力発生日

2022年7月30日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

当事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

1. 第三者割当によるE種優先株式の発行

当社は、2021年11月15日開催の取締役会において、第三者割当の方法によりE種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を発行することを決議し、2021年11月25日開催の臨時株主総会において、以下のとおり、第三者割当による本優先株式の発行に必要な定款変更議案及び本優先株式の発行等に係る議案が承認されました。

当社の財務状態等を勘案し、財務体質の強化を図ることが中長期的な企業価値の向上のためには必須と判断し、資本性の資金を調達することといたしました。

(本第三者割当増資の概要)

払込日	: 2021年11月30日
発行新株式数	: E種優先株式 36,000株
発行価額	: 1株につき 3,000円
調達資金の額	: 108,000,000円
資本組入額	: 54,000,000円
優先配当	: 該当事項はありません。
募集又は割当方法	: 第三者割当により、以下のとおり割り当てます。 株式会社マイナビ 36,000株

取得条項及び取得請求権：本優先株主との取り決めにより、原則として、金銭を対価とする取得請求を本優先株主は行うことができませんが、一定条件下では取得請求が可能になる他、一定事由のもとでは当社の普通株式を対価とする転換請求権を本優先株主は行使することができます。

2. 当社従業員及び社外協力者に対するストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、2021年11月25日開催の臨時株主総会に基づき、当社従業員及び社外協力者に対して新株予約権を発行することを決議し、2021年11月26日開催の取締役会において、2021年11月30日を当該新株予約権の割当日として発行することを決議しました。

なお、詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

3. 新株予約権の行使

当事業年度終了後、当社の第1回新株予約権及び第3回新株予約権について、新株予約権の行使が行われております。なお、2021年12月20日をもって、第1回新株予約権及び第3回新株予約権のすべての権利行使が完了しております。当該新株予約権の行使の概要は以下のとおりあります。

(1) 行使された新株予約権個数	第1回新株予約権	5個
	第3回新株予約権	9,920個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	B種優先株式	5,000株
	C種優先株式	9,920株
(3) 資本金増加額		7,119千円
(4) 資本準備金増加額		7,119千円

4. 第三者割当によるF種優先株式の発行

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、第三者割当の方法によりF種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を発行することを決議し、2022年2月22日開催の臨時株主総会において、以下のとおり、第三者割当による本優先株式の発行に必要な定款変更議案及び本優先株式の発行等に係る議案が承認されました。

当社の財務状態等を勘案し、財務体質の強化を図ることが中長期的な企業価値の向上のためには必須と判断し、資本性の資金を調達することといたしました。

（本第三者割当増資の概要）

払込日	：2022年2月28日
発行新株式数	：F種優先株式 40,000株
発行価額	：1株につき 5,000円
調達資金の額	：200,000,000円
資本組入額	：100,000,000円
優先配当	：該当事項はありません。
募集又は割当方法	：第三者割当により、以下のとおり割り当てます。 学校法人駿河台学園 20,000株 株式会社こうゆう 20,000株

取得条項及び取得請求権：本優先株主との取り決めにより、原則として、金銭を対価とする取得請求を本優先株主は行うことができませんが、一定条件下では取得請求が可能になる他、一定事由のもとでは当社の普通株式を対価とする転換請求権を本優先株主は行使することができます。

5. 優先株式の取得及び消却

2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(1) 取得及び消却した株式数	A種優先株式	89,000株
	B種優先株式	130,000株
	C種優先株式	279,920株
	D種優先株式	118,431株
	E種優先株式	36,000株
	F種優先株式	40,000株
(2) 交換により交付した普通株式数		693,351株
(3) 交換後の発行済普通株式数		1,193,351株

6. 単元株制度の採用

当社は、2022年7月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

7. 株式分割

当社は、2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり、株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2022年7月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,193,351株
株式分割により増加する株式数	2,386,702株
株式分割後の発行済株式総数	3,580,053株
株式分割後の発行可能株式総数	13,500,000株

③ 株式分割の効力発生日

2022年7月30日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、収益認識会計基準等の適用による四半期財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が四半期財務諸表に与える影響は、軽微であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動の縮小及びこれに伴う経済環境の悪化が発生しておりますが、当社においても新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業活動の停滞、顧客側の意思決定の遅滞などにより、営業上見込んでいた案件の見直しや商談の遅滞などの影響がありました。現時点においては新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高く正確に見積もるのは困難であり、感染拡大の収束が遅れた場合には、当社の将来における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当期の業績については、足元の受注状況あるいはその他関連データを参考にしたうえでその影響を想定しておりますが、緊急事態宣言解除以後、事業上の制約は徐々に緩和され、社会経済活動は徐々に回復し事業年度末までに当社の事業環境も緩やかに回復していくと仮定しております。

(四半期損益計算書関係)

※ 情報セキュリティ対策費の内容は、次のとおりであります。

当社が運営する教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム「Comiru」において、システム不具合が生じたことにより各種調査費用、顧客対応等に必要となる費用等であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 2021年11月1日
至 2022年7月31日)

減価償却費	2,345千円
-------	---------

(株主資本等関係)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年11月30日付で、株式会社マイナビから第三者割当増資の払込みを受け、資本金及び資本剰余金がそれぞれ54,000千円増加しております。また、2021年12月20日付で、新株予約権の権利行使があり、資本金及び資本剰余金がそれぞれ7,119千円増加しております。さらに、2022年2月28日付で、学校法人駿河台学園及び株式会社こうゆうから第三者割当増資の払込みを受け、資本金及び資本剰余金がそれぞれ100,000千円増加しております。これらの結果、当第3四半期会計期間末において資本金が171,119千円、資本準備金が411,119千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2021年11月1日 至 2022年7月31日）

当社の事業セグメントは、教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を認識時期別に分離した情報は、以下のとおりです。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年7月31日)
収益認識の時期	
一時点で移転される財又はサービス	36,856千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	443,020
顧客との契約から生じる収益	479,877
その他の収益	—
外部顧客への売上高	479,877

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年7月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△10円51銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△36,915
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△36,915
普通株式の期中平均株式数(株)	3,512,301
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第5回新株予約権(新株予約権の数17,300個) なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	14,152	—	—	14,152	2,508	1,203	11,644
工具、器具及び備品	9,793	1,085	—	10,878	6,932	1,921	3,946
有形固定資産計	23,945	1,085	—	25,030	9,440	3,125	15,590
無形固定資産							
ソフトウェア	5,508	—	—	5,508	5,335	324	172
無形固定資産計	5,508	—	—	5,508	5,335	324	172

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,848	13,038	0.55	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	103,630	163,928	0.67	2024年4月5日～ 2028年3月31日
合計	105,478	176,966	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	12,768	12,096	61,424	61,424

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	213,644
合計	213,644

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社ヒューマンプレーン	4,175
株式会社秀英予備校	2,855
株式会社5コーポレーション	2,449
プロジェクトリーズ株式会社	1,852
株式会社エジュテックジャパン	1,817
その他	40,569
合計	53,718

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A) + (D)}{(B)}$ 2 $\frac{(B)}{365}$ 365
35,877	487,168	469,327	53,718	89.7	33

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 前払費用

相手先	金額 (千円)
株式会社セールスフォース・ジャパン	12,080
国立大学法人東北大学	5,333
その他	7,166
合計	24,580

ニ. 差入保証金

相手先	金額 (千円)
株式会社アイコム	20,000
合計	20,000

② 流動負債

イ. 未払金

相手先	金額 (千円)
国立大学法人東北大学	6,400
株式会社カイカ	2,358
株式会社クレディセゾン	2,000
大和証券株式会社	1,650
PwC京都監査法人	1,650
その他	13,171
合計	27,230

ロ. 未払費用

相手先	金額 (千円)
役員・従業員	21,656
社会保険料	7,420
その他	3,388
合計	32,465

ハ. 未払消費税等

相手先	金額 (千円)
消費税及び地方消費税	18,627
合計	18,627

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月末日まで
定時株主総会	毎年1月
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剩余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1</p> <p>買取手数料 無料（注）2</p>
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://poper.co/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年5月31日	株式会社明光ネットワークジャパン 代表取締役社長 山下 一仁	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注) 4	株式会社マイナビ 代表取締役 土屋 芳明	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注) 5	C種優先株式 57,000	45,144,000 (792) (注) 6	移動前所有者の売却意向による
2021年5月31日	株式会社明光ネットワークジャパン 代表取締役社長 山下 一仁	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注) 4	フリービットインベストメント株式会社 代表取締役 清水 高	東京都渋谷区円山町3番6号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	C種優先株式 12,600	9,979,200 (792) (注) 6	移動前所有者の売却意向による
2021年5月31日	株式会社明光ネットワークジャパン 代表取締役社長 山下 一仁	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注) 4	姚 志鵬	東京都足立区	特別利害関係者等（当社取締役）	C種優先株式 63,000	49,896,000 (792) (注) 6	移動前所有者の売却意向による
2021年5月31日	株式会社明光ネットワークジャパン 代表取締役社長 山下 一仁	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注) 4	林 圭介	東京都江東区	特別利害関係者等（当社取締役）	C種優先株式 13,500	10,692,000 (792) (注) 6	移動前所有者の売却意向による
2021年5月31日	株式会社明光ネットワークジャパン 代表取締役社長 山下 一仁	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注) 4	繆 仁軍	東京都新宿区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）	C種優先株式 3,900	3,088,800 (792) (注) 6	移動前所有者の売却意向による
2022年7月21日	—	—	—	大和ベンチャーアー1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 大和企業投資株式会社 代表取締役社長 平野 清久	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	B種優先株式 △90,000 C種優先株式 △300,000 D種優先株式 △60,000 普通株式 450,000	—	(注) 7
2022年7月21日	—	—	—	ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 上田 宏介	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビルディング	特別利害関係者等（大株主上位10名）	C種優先株式 △300,000 普通株式 300,000	—	(注) 7
2022年7月21日	—	—	—	ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 上田 宏介	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビルディング	特別利害関係者等（大株主上位10名）	D種優先株式 △236,220 普通株式 236,220	—	(注) 7

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年7月21日	—	—	—	KVPシード・イノベーション1号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ANOBABA 代表取締役 長野 泰和	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式△135,000 B種優先株式△36,000 C種優先株式△60,000 普通株式231,000	—	(注) 7
2022年7月21日	—	—	—	ニッセイ・キャピタル8号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 上田 宏介	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビルディング	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式△168,000 普通株式168,000	—	(注) 7
2022年7月21日	—	—	—	フリービットインベストメント株式会社 代表取締役 清水 高	東京都渋谷区円山町3番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式△63,000 C種優先株式△12,600 D種優先株式△23,640 普通株式99,240	—	(注) 7
2022年7月21日	—	—	—	株式会社マイナビ 代表取締役 土屋 芳明	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式△57,000 D種優先株式△35,433 E種優先株式△108,000 普通株式200,433	—	(注) 7
2022年7月21日	—	—	—	姚 志鵬	東京都足立区	特別利害関係者等(当社取締役)	C種優先株式△63,000 普通株式63,000	—	(注) 7
2022年7月21日	—	—	—	林 圭介	東京都江東区	特別利害関係者等(当社取締役)	C種優先株式△13,500 普通株式13,500	—	(注) 7
2022年7月21日	—	—	—	繆 仁軍	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	C種優先株式△3,900 普通株式3,900	—	(注) 7
2022年9月21日	ニッセイ・キャピタル9号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 上田 宏介	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビルディング	特別利害関係者等(大株主上位10名)	学校法人駿河台学園 理事長 山崎 良子	東京都千代田区神田駿河台二丁目12番地	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 5	普通株式150,000	151,800,000 (1,012) (注) 6	移動前所有者の売却意向による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年9月21日	ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社代表取締役上田 宏介	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号郵船ビルディング	特別利害関係者等(大株主上位10名)	学校法人駿河台学園理事長山崎 良子	東京都千代田区神田駿河台二丁目12番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)(注)5	普通株式118,110	119,527,320(1,012)(注)6	移動前所有者の売却意向による
2022年9月21日	ニッセイ・キャピタル8号投資事業有限責任組合無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社代表取締役上田 宏介	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号郵船ビルディング	特別利害関係者等(大株主上位10名)(注)4	学校法人駿河台学園理事長山崎 良子	東京都千代田区神田駿河台二丁目12番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)(注)5	普通株式84,000	85,008,000(1,012)(注)6	移動前所有者の売却意向による
2022年9月21日	ニッセイ・キャピタル11号投資事業有限責任組合無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社代表取締役上田 宏介	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号郵船ビルディング	—	学校法人駿河台学園理事長山崎 良子	東京都千代田区神田駿河台二丁目12番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)(注)5	普通株式22,380	22,648,560(1,012)(注)6	移動前所有者の売却意向による
2022年9月21日	株式会社マイナビ代表取締役土屋 芳明	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	学校法人駿河台学園理事長山崎 良子	東京都千代田区神田駿河台二丁目12番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)(注)5	普通株式30,000	30,360,000(1,012)(注)6	移動前所有者の売却意向による
2022年9月21日	株式会社マイナビ代表取締役土屋 芳明	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	勝方 正英	東京都千代田区	—	普通株式50,000	50,600,000(1,012)(注)6	移動前所有者の売却意向による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2019年11月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
- 4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）ではなくなりました。
- 5. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
- 6. 移動価格は、DCF(ディスカウンテッド・キャッシュフロー)法により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
- 7. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、各種類株式の発行価格については、DCF(ディスカウンテッド・キャッシュフロー)法又は株価倍率法により算出した価格を基礎として算定しており、各優先株式1株の発行価格は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。A種優先株式1株の発行時の価格は440円、B種優先株式1株の発行時の価格は848円、C種優先株式1株の発行時の価格は1,008円、D種優先株式1株の発行時の価格は2,540円、E種優先株式1株の発行時の価格は3,000円、F種優先株式1株の発行時の価格は5,000円であります。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっており、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式は、2022年7月21日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。
- 8. 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
- 9. 学校法人駿河台学園は、当社との資本業務提携を強化するために、2022年9月21日付でニッセイ・キャピタル8号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル11号投資事業有限責任組合及び株式会社マイナビからの株式譲渡により特別利害関係者等（大株主上位10名）に該当しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	2019年12月13日	2020年5月29日	2020年6月19日
種類	C種優先株式	D種優先株式	D種優先株式
発行数	150,000株	319,860株	35,433株
発行価格	336円 (注) 5	846.66円 (注) 5	846.66円 (注) 5
資本組入額	168円	423.33円	423.33円
発行価額の総額	50,400,000円	270,814,800円	29,999,940円
資本組入額の総額	25,200,000円	135,407,400円	14,999,970円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	株式④	株式⑤	新株予約権①
発行年月日	2021年11月30日	2022年2月28日	2020年9月30日
種類	E種優先株式	F種優先株式	第4回新株予約権
発行数	108,000株	120,000株	普通株式 111,900株 (注) 9
発行価格	1,000円 (注) 6	1,666.66円 (注) 6	461.33円 (注) 5、7
資本組入額	500円	833.33円	230.66円
発行価額の総額	108,000,000円	200,000,000円	51,623,200円
資本組入額の総額	54,000,000円	100,000,000円	25,811,600円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	2020年9月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2	—

項目	新株予約権②
発行年月日	2021年11月30日
種類	第5回新株予約権
発行数	普通株式 55,500株 (注) 10
発行価格	509.66円 (注) 6、8
資本組入額	254.83円
発行価額の総額	28,286,500円
資本組入額の総額	14,143,250円
発行方法	2021年11月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3、4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」といいます。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含む。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (4) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2021年10月31日であります。

2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式（以下、「割当株式」という。）を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者の間で、割当を受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
5. 発行価格は、DCF（ディスカウンテッド・キャッシュフロー）法により算定された価格を総合的に勘案して決定しております。
6. 発行価格は、DCF（ディスカウンテッド・キャッシュフロー）法及び株価倍率法により算定された価格を総合的に勘案して決定しております。
7. 本新株予約権は1個あたり28円で有償発行しております。行使時の払込金額に28円を加算した金額を記載しております。
8. 本新株予約権は1個あたり29円で有償発行しております。行使時の払込金額に29円を加算した金額を記載しております。
9. 新株予約権①については、権利放棄及び退職により従業員2名13,500株分の権利が喪失しております。
10. 新株予約権②については、権利放棄及び退職により従業員3名3,600株分の権利が喪失しております。

11. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1 株につき452円	1 株につき500円
行使期間	自 2023年1月1日 至 2029年12月31日	自 2023年1月1日 至 2029年12月31日
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり であります。	同左
新株予約権の譲渡 に関する事項	新株予約権の譲渡に ついては、取締役会 の承認を要するもの とする。	同左

12. 2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社明光ネットワークジャパン 代表取締役社長 山下 一仁 資本金：972百万円	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号	学習塾の経営等	150,000	50,400,000 (336)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 1

(注) 1. 株式会社明光ネットワークジャパンは、当該第三者割当により特別利害関係者等（大株主上位10名）に該当しております。

2. 2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 上田 宏介	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビルディング	投資事業組合	236,220	199,999,600 (846.66)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 1
大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 大和企業投資株式会社 代表取締役社長 平野 清久	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	投資事業組合	60,000	50,800,000 (846.66)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
フリービットインベストメント株式会社 代表取締役 清水 高	東京都渋谷区円山町3番6号	投資関連事業	23,640	20,015,200 (846.66)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 1

(注) 1. ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合及びフリービットインベストメント株式会社は、当該第三者割当により特別利害関係者等（大株主上位10名）に該当しております。

2. 2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

株式③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社マイナビ 代表取締役 土屋 芳明 資本金：2,102百万円	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	就職関連情報の提供、及び人材派遣・人材紹介等	35,433	29,999,940 (846.66)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 1

(注) 1. 株式会社マイナビは、2021年5月31日付で株式会社明光ネットワークジャパンからの株式譲渡により特別利害関係者等（大株主上位10名）に該当しております。

2. 2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

株式④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社マイナビ 代表取締役 土屋 芳明 資本金：2,102百万円	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	就職関連情報の提供、及び人材派遣・人材紹介等	108,000	108,000,000 (1,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 1

(注) 1. 株式会社マイナビは、2021年5月31日付で株式会社明光ネットワークジャパンからの株式譲渡により特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。

2. 2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

株式⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
学校法人駿河台学園 理事長 山崎 良子	東京都千代田区神田駿河台二丁目12番地	教育事業	60,000	100,000,000 (1,666.66)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
株式会社こうゆう 代表取締役 高濱 正伸	埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目19番10号	学習塾の経営等	60,000	100,000,000 (1,666.66)	当社の取引先

(注) 1. 2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

2. 学校法人駿河台学園は、当社との資本業務提携を強化するために、2022年9月21日付でニッセイ・キャピタル8号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル11号投資事業有限責任組合及び株式会社マイナビからの株式譲渡により特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小島 徳尚	東京都墨田区	会社員	12,300	5,674,400 (461.33)	当社の従業員
姚 志鵬	東京都足立区	会社員	9,900	4,567,200 (461.33)	当社の従業員 (注) 1
佐藤 翔	埼玉県さいたま市緑区	会社員	9,900	4,567,200 (461.33)	当社の従業員
菊池 哲平	神奈川県川崎市幸区	会社員	9,300	4,290,400 (461.33)	当社の従業員
Ma Jian	東京都江戸川区	会社員	9,000	4,152,000 (461.33)	当社の従業員
Guo Xianzhe	東京都足立区	会社員	7,500	3,460,000 (461.33)	当社の従業員
Hao Ruijie	東京都江戸川区	会社員	6,000	2,768,000 (461.33)	当社の従業員
Huang Jingyu	東京都板橋区	会社員	3,600	1,660,800 (461.33)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Zhou Xiong	東京都江東区	会社員	3,600	1,660,800 (461.33)	当社の従業員
大澤 一通	滋賀県湖南市	会社員	3,600	1,660,800 (461.33)	当社の従業員
峯 岳徳	広島県広島市安芸区	会社員	3,600	1,660,800 (461.33)	当社の従業員
佐久間 健太	神奈川県藤沢市	会社員	3,600	1,660,800 (461.33)	当社の従業員
Zhang Hanning	東京都港区	会社員	3,000	1,384,000 (461.33)	当社の従業員
Zhang Zhe	群馬県前橋市	会社員	2,100	968,800 (461.33)	当社の従業員
瀬川 篤志	東京都杉並区	会社員	1,800	830,400 (461.33)	当社の従業員
梅本 笙	埼玉県吉川市	会社員	1,500	692,000 (461.33)	当社の従業員
小寺 麻里奈	東京都港区	会社員	1,500	692,000 (461.33)	当社の従業員
折越 純志	千葉県柏市	会社員	1,500	692,000 (461.33)	当社の従業員
中田 淳一	静岡県浜松市中区	会社員	1,200	553,600 (461.33)	当社の従業員
芝崎 晏弘	千葉県成田市	会社員	1,200	553,600 (461.33)	当社の従業員
力丸 玲嘉	千葉県我孫子市	会社員	1,200	553,600 (461.33)	当社の従業員

(注) 1. 姚志鵬は、2021年2月1日付で当社の取締役に就任しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

4. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)5名、割当株式の総数1,500株に関する記載は省略しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
佐久間 健太	神奈川県藤沢市	会社員	5,400	2,752,200 (509.66)	当社の従業員
澤村 嘉規	埼玉県川口市	会社員	3,000	1,529,000 (509.66)	当社の従業員
Qi Te	埼玉県川口市	会社員	2,400	1,223,200 (509.66)	当社の従業員
Ma Ke	東京都江戸川区	会社員	2,400	1,223,200 (509.66)	当社の従業員
小寺 麻里奈	東京都港区	会社員	2,100	1,070,300 (509.66)	当社の従業員
金堂 宏昭	茨城県つくば市	会社員	2,100	1,070,300 (509.66)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
天神 達哉	神奈川県横浜市西区	会社員	2,100	1,070,300 (509.66)	当社の従業員
Wang Jianhua	中国四川省成都市	個人事業主	1,800	917,400 (509.66)	外部協力者
Chang Feifan	中国浙江省杭州市	個人事業主	1,800	917,400 (509.66)	外部協力者
Wu Shaoxiang	中国浙江省温州市	個人事業主	1,800	917,400 (509.66)	外部協力者
Bian Xin	東京都荒川区	個人事業主	1,800	917,400 (509.66)	外部協力者
折越 純志	千葉県柏市	会社員	1,500	764,500 (509.66)	当社の従業員
Zhang Wei	中国山東省青島市	個人事業主	1,500	764,500 (509.66)	外部協力者
渡邊 拓真	東京都国分寺市	会社員	1,200	611,600 (509.66)	当社の従業員
新井 拓也	東京都八王子市	会社員	1,200	611,600 (509.66)	当社の従業員
吉田 康浩	神奈川県川崎市中原区	会社員	1,200	611,600 (509.66)	当社の従業員
佐藤 香織	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	1,200	611,600 (509.66)	当社の従業員
Huang Jianying	中国浙江省温州市	個人事業主	900	458,700 (509.66)	外部協力者
Xia Haiyang	中国四川省攀枝花市	個人事業主	900	458,700 (509.66)	外部協力者
Chen Miaoxin	中国四川省成都市	個人事業主	900	458,700 (509.66)	外部協力者
Jin Bin	中国山西省運城市	個人事業主	900	458,700 (509.66)	外部協力者
Li Yandong	中国広東省広州市	個人事業主	900	458,700 (509.66)	外部協力者
Chen Yijun	台湾台中市	個人事業主	750	382,250 (509.66)	外部協力者
Fei Yannan	中国遼寧省瀋陽市	個人事業主	750	382,250 (509.66)	外部協力者
Jin Dantong	中国浙江省温州市	個人事業主	600	305,800 (509.66)	外部協力者
Gon Mingyu	中国遼寧省大連市	個人事業主	300	152,900 (509.66)	外部協力者
Lu Yao	中国遼寧省大連市	個人事業主	300	152,900 (509.66)	外部協力者

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

- 2022年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。
- 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)16名、割当株式の総数10,200株に関する記載は省略しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年7月21日	—	—	—	大和スタートアップ支援 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 大和企業投資株式会社 代表取締役社長 平野 清久	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	—	A種優先株式△66,000 普通株式 66,000	—	(注)
2022年7月21日	—	—	—	株式会社セゾン・ベンチャーズ 代表取締役 足利 駿二	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	—	A種優先株式△66,000 普通株式 66,000	—	(注)
2022年7月21日	—	—	—	ニッセイ・キャピタル11号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 上田 宏介	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビルディング	—	B種優先株式△15,000 C種優先株式△29,760 普通株式 44,760	—	(注)
2022年7月21日	—	—	—	学校法人駿河台学園 理事長 山崎 良子	東京都千代田区神田駿河台二丁目12番地	取引先	F種優先株式△60,000 普通株式 60,000	—	(注)
2022年7月21日	—	—	—	株式会社こうゆう 代表取締役 高濱 正伸	埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目19番10号	取引先	F種優先株式△60,000 普通株式 60,000	—	(注)
2022年7月21日	—	—	—	池田泉州キャピタルニュー ビジネスファンド5号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 池田泉州キャピタル株式会社 代表取締役 田中 耕	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号	—	B種優先株式△18,000 普通株式 18,000	—	(注)

(注) 1. 上表以外の取得者の株式等の移動状況は、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

2. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、各種類株式の発行価格については、DCF(ディスカウンテッド・キャッシュフロー)法又は株価倍率法により算出した価格を基礎として算定しており、各優先株式1株の発行価格は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。A種優先株式1株の発行時の価格は440円、B種優先株式1株の発行時の価格は848円、C種優先株式1株の発行時の価格は1,008円、D種優先株式1株の発行時の価格は2,540円、E種優先株式1株の発行時の価格は3,000円、F種優先株式1株の発行時の価格は5,000円であります。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっており、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式は、2022年7月21日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。

3. 2022年7月29日開催の取締役会決議により、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株数」は当該株式分割後の「移動株数」を記載しております。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
栗原 慎吾（注）1、2	東京都三鷹市	1,176,000	30.38
学校法人駿河台学園（注）2、6	東京都千代田区神田駿河台二丁目12番地	464,490	12.00
大和ベンチャー1号	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	450,000	11.63
投資事業有限責任組合（注）2	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番6号	231,000	5.97
KVPシード・イノベーション1号			
投資事業有限責任組合（注）2			
繆 仁軍（注）2、3	東京都新宿区	177,900	4.60
株式会社DGベンチャーズ（注）2	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	150,000	3.88
ニッセイ・キャピタル9号	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	150,000	3.88
投資事業有限責任組合（注）2			
株式会社マイナビ（注）2	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	120,433	3.11
ニッセイ・キャピタル10号	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	118,110	3.05
投資事業有限責任組合（注）2			
フリービットインベストメント株式会社（注）2	東京都渋谷区円山町3番6号	99,240	2.56
ニッセイ・キャピタル8号	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	84,000	2.17
投資事業有限責任組合			
林 圭介（注）3	東京都武蔵野市	77,760 (64,260)	2.01 (1.66)
姚 志鵬（注）3	東京都足立区	72,900 (9,900)	1.88 (0.26)
大和スタートアップ支援	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	66,000	1.71
投資事業有限責任組合			
株式会社セゾン・ベンチャーズ	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	66,000	1.71
株式会社こうゆう	埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目19番10号	60,000	1.55
勝方 正英	東京都千代田区	50,000	1.29
Huang Jingyu（注）4	東京都板橋区	26,091 (26,091)	0.67 (0.67)
ニッセイ・キャピタル11号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	22,380	0.58
池田泉州キャピタルニュービジネスファンド5号投資事業有限責任組合	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号	18,000	0.47
Zhou Xiong（注）4	東京都江東区	17,523 (17,523)	0.45 (0.45)
中田 淳一（注）4	静岡県浜松市中区	16,194 (16,194)	0.42 (0.42)
小島 徳尚（注）4	東京都墨田区	12,300 (12,300)	0.32 (0.32)
佐藤 翔（注）4	埼玉県さいたま市緑区	9,900 (9,900)	0.26 (0.26)
菊池 哲平（注）4	神奈川県川崎市幸区	9,300 (9,300)	0.24 (0.24)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
Ma Jian (注) 4	東京都江戸川区	9,000 (9,000)	0.23 (0.23)
佐久間 健太 (注) 4	神奈川県藤沢市	9,000 (9,000)	0.23 (0.23)
梅本 笙 (注) 4	埼玉県吉川市	8,997 (8,997)	0.23 (0.23)
芝崎 晏弘 (注) 4	千葉県成田市	7,626 (7,626)	0.20 (0.20)
力丸 玲嘉 (注) 4	千葉県我孫子市	7,626 (7,626)	0.20 (0.20)
Guo Xianzhe (注) 4	東京都足立区	7,500 (7,500)	0.19 (0.19)
Hao Ruijie (注) 4	東京都江戸川区	6,000 (6,000)	0.16 (0.16)
石橋 正行 (注) 4	千葉県浦安市	4,584 (4,584)	0.12 (0.12)
小寺 麻里奈 (注) 4	東京都港区	3,600 (3,600)	0.09 (0.09)
大澤 一通 (注) 4	滋賀県湖南市	3,600 (3,600)	0.09 (0.09)
Zhang Hanning (注) 4	東京都港区	3,600 (3,600)	0.09 (0.09)
峯 岳徳 (注) 4	広島県広島市安芸区	3,600 (3,600)	0.09 (0.09)
Zhang Zhe (注) 4	群馬県前橋市	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
折越 純志 (注) 4	千葉県柏市	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
澤村 嘉規 (注) 4	埼玉県川口市	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
Qi Te (注) 4	埼玉県川口市	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
Ma Ke (注) 4	東京都江戸川区	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
金堂 宏昭 (注) 4	茨城県つくば市	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
天神 達哉 (注) 4	神奈川県横浜市西区	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
瀬川 篤志 (注) 4	東京都杉並区	1,800 (1,800)	0.05 (0.05)
Wang Jianhua (注) 5	中国四川省成都市	1,800 (1,800)	0.05 (0.05)
Chang Feifan (注) 5	中国浙江省杭州市	1,800 (1,800)	0.05 (0.05)
Wu Shaoxiang (注) 5	中国浙江省温州市	1,800 (1,800)	0.05 (0.05)
Bian Xin (注) 5	東京都荒川区	1,800 (1,800)	0.05 (0.05)
渡邊 拓真 (注) 4	東京都国分寺市	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
新井 拓也（注）4	東京都八王子市	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
Zhang Wei（注）5	中国山東省青島市	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
吉田 康浩（注）4	神奈川県川崎市中原区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
佐藤 香織（注）4	神奈川県横浜市神奈川区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
その他 24名（注）4、5	—	16,500 (16,500)	0.43 (0.43)
計	—	3,870,654 (290,601)	100.00 (7.51)

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 当社の従業員

5. 外部協力者

6. 2022年9月21日付でニッセイ・キャピタル8号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル11号投資事業有限責任組合及び株式会社マイナビからの株式譲渡により主要株主となりました。

7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

8. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2022年10月5日

株式会社 P O P E R
取締役会御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:

齋藤勝彦
4B755AB06B474F6...

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:

山本剛
3926C04371F34FA...

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 P O P E R の2019年11月1日から2020年10月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 P O P E R の2020年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 【注記事項】（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2021年11月15日開催の取締役会において第三者割当によるE種優先株式の発行を決議し、2021年11月30日に払込が完了している。
- 【注記事項】（重要な後発事象）に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年2月14日開催の取締役会において第三者割当によるF種優先株式の発行を決議し、2022年2月28日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年10月5日

株式会社 P O P E R
取締役会御中

PwC 京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
齋藤勝彦
4B755AB06B474F6...

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
山本剛
3926C04371F34FA...

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 P O P E R の2020年11月1日から2021年10月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 P O P E R の2021年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 【注記事項】（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2021年11月15日開催の取締役会において第三者割当によるE種優先株式の発行を決議し、2021年11月30日に払込が完了している。
- 【注記事項】（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2022年2月14日開催の取締役会において第三者割当によるF種優先株式の発行を決議し、2022年2月28日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年10月5日

株式会社 P O P E R
取締役会御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:

齋藤勝彦
4B755AB06B474F6...

DocuSigned by:

山本剛
3926C04371F34FA...

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社 P O P E R の2021年11月1日から2022年10月31日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（2022年5月1日から2022年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年11月1日から2022年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 P O P E R の2022年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上